

季刊

労働総研

ウォータリー

1997年秋季号

●いま改めて医療問題を考える
——医療総改悪と診療報酬制度——

西岡 幸泰

No.28

特集 多国籍企業とアジア

日本多国籍企業と東アジア経済

大木 一訓

アジアの産業「高度化」と日本

藤田 実

日本多国籍企業とアジアの女性労働者

川口 和子

国際・国内動向

転機を迎えたカナダの労働運動

小林 由知

医療営利化との闘い、各国共通の課題

桂本 誠志

書評

庄谷怜子・中山徹著「高齢在日韓国・朝鮮人」

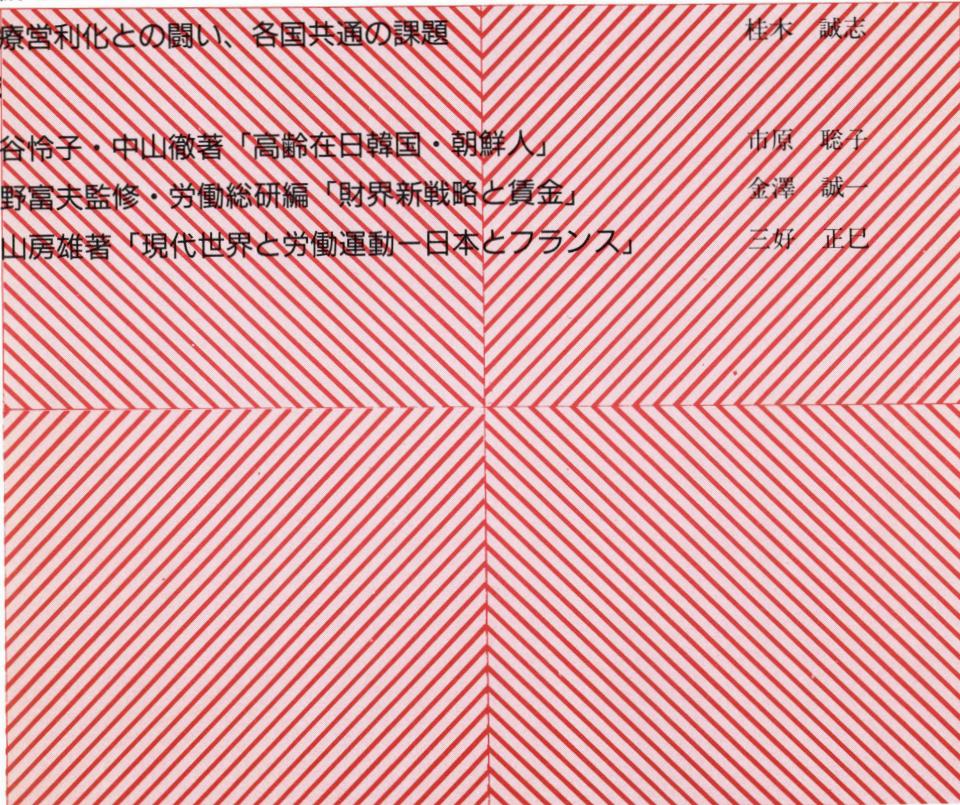
市原 聰子

牧野富夫監修・労働総研編「財界新戦略と賃金」

金澤 誠一

下山房雄著「現代世界と労働運動—日本とフランス」

三好 正巳



労働運動総合研究所

労働総研クオータリー

第28号（1997年秋季号）



―― 目 次 ――

●いま改めて医療問題を考える —医療総改悪と診療報酬制度— 西岡 幸泰 2

特 集 ●多国籍企業とアジア

- 日本多国籍企業と東アジア経済 大木 一訓 9
- アジアの産業「高度化」と日本 藤田 実 17
—ME=情報産業を中心にして—
- 日本多国籍企業とアジアの女性労働者 川口 和子 23

国際・国内動向

- 転機を迎えたカナダの労働運動 小林 由知 30
- 医療営利化との闘い、各国共通の課題 桂木 誠志 33
—「医療の公共性と医療労働者」国際シンポジウムが示したもの—

書 評 ●庄谷怜子・中山徹著「高齢在日韓国・朝鮮人」 市原 聰子 40

- 牧野富夫監修・労働運動総合研究所編「財界新戦略と賃金」 金澤 誠一 41
- 下山房雄著「現代世界と労働運動—日本とフランス」 三好 正巳 43

新刊紹介 ●公文昭夫著「政府・財界の社会保障大リストラ戦略」 宇和川 邁 44

●読者のひろば

22 ●次号予告

16

●編集後記

45

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

いま改めて医療問題を考える —医療総改悪と診療報酬制度—

西岡 幸泰

1. テンポを速める医療総改悪

医療総改悪のテンポが異常に速まっている。その背景は周知のように、積年の“浪費”政策による国家財政破綻のツケを国民に転嫁すること、また日本資本主義の本格的グローバル展開とアメリカ霸権主義への軍事的・政治的従属の強化、そしてこのいわゆる橋本「行革」路線を支える「翼賛国会」の政治状況である。

第140国会で強行成立をみた健保法等一部改正法の施行は9月1日からであり、国民生活に大きな被害の広がることが危惧されている。ところが改悪法施行直前の8月7日、厚生省は「与党医療保険制度改革協議会」に新たな医療大改悪案（『21世紀の医療保険制度・案一 医療保険及び医療提供体制の抜本的改革の方向』、以下「医療保険改革・厚生省案」と略す）を提出了。それは参議院で継続審議中の介護保険法案の成立を大前提とするとともに、「与党」閣僚経験者などを配した財政構造改革会議（この会議は法的根拠を持っていない）の最終報告（97年6月）が示した「医療改革」の重点課題に基づき、具体策を提示したものである。

財政構造改革会議の最終報告は、社会保障を各論のトップに据え、かつその最先頭に医療制度を置いて、次の7項目を提示していた。

- ①現行薬価基準制度の抜本的見直し。
- ②診療報酬制度の抜本的改革。
- ③老人保健制度の抜本的改革。
- ④医療提供体制の合理化。
- ⑤保険者機能の強化と保険集団のあり方の見直し。

⑥高齢患者の定率負担の制度化およびそれ以外の患者負担の見直し。

⑦国立病院・療養所について、その廃止・民間移譲を含む、そのあり方の見直し。

今回の「医療保険改革・厚生省案」については後で検討する。ともかくも、財政構造改革会議・最終報告が並べた7項目とは、戦時下の天皇制軍事独裁政権をもってしても容易には成し得ないような「大改革」ではなかろうか。

2. 「患者と医師の信頼関係」と医療保障制度

およそ「医の原点」が「患者と医師の信頼関係」にあることは、ヒポクラテスの時代から現代に至るまで、また洋の東西を問わず、これに異議をはさむものは誰もいまい。現在わが国の医療法制の基本法となっている医療法も、第1条の2、第1項で「医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき」行われなければならないとしている。（この条文は、空々しくも、「信頼関係」を直ちに打ち碎くことになるような多数の条文とセットになって、1992年改正医療法に盛り込まれた。）

理念的・原理的には患者と医師との人間的な関係（zwischenmenschlichな関係）が「医の原点」なのだが、しかしこの「信頼関係」を日常的な診療の場で日々現実のものとするためには、これをすべて「倫理」の問題に託すわけにはいかない、大層大きな問題群が存在する。一つは近代医学が依って立つ「方法」と科学技術構造に属する問題群であり、もう一つは「患者と医師との関係」に不可避的に割り込ん

でくる社会的・経済的状況、そして優れて政治的な状況に属する問題群である。前者の領域についてはひとまずこれを脇におくとして、後者についてのみ、順序立てた議論を一切省略して、單刀直入に踏み込んでみたい。

現代社会では、医療費という観点からみると、医療保険制度が患者と医師との間に介在する。わが国の現状に即していえば「医師－保険者－患者」という構造である。

日本国憲法の理念に即していえば、健康保険制度は国民に受療機会を平等に保障し、かつ最適の医療が提供されるよう保障するものでなければならないということになる。もう一步突っ込んで言えば、患者と医師の「信頼関係」を強める方向で作用すること、あるいはすくなくとも“中立的”であること、つまり「信頼関係」を傷つけ損なうようなことがあってはならないはずである。

しかし、現実はどうだろうか。こうした観点からみると、わが国の健保制度はまことに不備であつたし、改善すべき課題が多々残されてきた。それにもまして政府・厚生省が今進めている「医療改革」は、直接・間接に医療における「信頼関係」を根底から破壊するものと評価しなければならない。

3. 診療報酬制度と医療政策

「医療改革」の第2段階の焦点の一つに診療報酬制度が据えられている。診療報酬の問題といえば、一般国民には難解であり、かつ残念なことには、「医師の所得」の問題でしか過ぎないかのように、かなり冷ややかな目で見られてきた。しかし診療報酬制度とは医療サービスの価格を「公共的」に決定するメカニズムそのものにはかならず、かつこの「公共料金」設定は、他の産業経済政策などと同様に、政府が進める医療政策にとって最も強力な手段であり、政府が目指す医療システムに向けて個々の医療機関を、有無を言わさず誘導する「武器」となっている。また診療報酬は、ミクロ的にも、医療の現場で日々行われている医師・看護婦の営為に、無意識のうちに、大きな影響を与えてあたえている。つまり診療報酬＝「医療の公共料金」のあり方は「患者と医師との信頼関係」に深く関わる。だからこそ診療報酬

問題について無関心であってはならないのである。

財政構造改革審議会・最終報告や今回の「医療保険改革・厚生省案」は「出来高払いと定額払いの最善の組み合わせを構築する」と述べているのだが、それはいったい何を意図し、具体的にどういうことを提案しているのか。これを検討する前に、その前提となる基本的なところを整理しておこう。

4. 診療報酬とその決定機構

公的医療保険制度は、保険給付が対象とする医療サービスと医薬品等の種類および価格にたいして、これをコントロールするシステムを備えていなければ「保険」として機能しない。これが診療報酬・薬価基準制度と称されるものであり、それは公的医療保険が国民に提供する医療サービスと医薬品の範囲と内容、量と質を、直接・間接に規定する。

例えば健保法第43条は「療養ノ給付」につき、次のように定める(1994年改正法)。

1. 診察
2. 薬剤又ハ治療材料ノ支給
3. 処置、手術其ノ他ノ治療
4. 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及ビ其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護
5. 病院又ハ診療所ヘノ入院及ビ其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

この条文だけではそれぞれの内容は分からぬ。この具体的な中身を決めるのが、健保法第43条ノ9に根拠を持つ、診療報酬点数表(厚生大臣告示)である。すなわち「診察」については初診料、再診料、指導料という形で、「薬剤、治療材料の支給」は薬価基準、保険医療材料価格基準が、「処置、手術等」は各種処置料、手術料、放射線治療料などが、また「在宅医療」の内容は在宅患者診療・看護・指導・管理料によって、「入院と看護」は入院時医学管理料そして看護料という形で、である。

もちろん個々の診察、処置、手術、看護等の行為には医師や看護婦の裁量が働くのだが、この裁量範囲の大枠は診療報酬によって規定される。

また診療報酬・薬価基準制度は保険給付の範囲をも決める。診療報酬点数表や薬価基準に収載されていない診療行為(例えば心臓移植手術)や薬剤(旧

いま改めて医療問題を考える

間に属するが、丸山ワクチンなど）を保険医療機関が保険診療として患者に提供することは禁止されている。また未収載の技術等を患者に提供する場合、この部分だけでなくこれに付随する他の技術やサービスをも合わせて保険給付とは認められない。いわゆる混合診療禁止の原則である。

ただし、混合診療禁止の例外として特定療養費制度が1984年健保法改正によって導入された。この時から高度先進医療や「アメニティー・サービス」（患者のプライバシーを守るなど、適切な療養環境の整備）などを保険給付の範囲内に組み入れることにブレーキがかかり、これを患者自己負担とするなど、高額な「差額」を「合法的」に徴収する傾向が強まってきた。いわゆる「保険診療の空洞化」がこれである。（現在、橋本「行革」の柱である「規制緩和論」も混合診療禁止原則の撤廃ないし大幅緩和を求めている。）

またこの診療報酬を決定するメカニズムが重要である。建前としては、中央社会保険医療協議会（中医協）が、医療経済実態調査と薬価調査に基づいて、2年毎に改定案を審議し、その「建議」をうけて厚生大臣がこれを告示するという手順になっていた。しかし1980年代以降、厚生省が大蔵省と診療報酬改定について折衝し、大蔵省主計局「内示」を中医協に「諮問」するという手順に公然と移行している。つまり医療経済実態調査も薬価調査も形骸化し、中医協の役割も「空洞化」しており、診療報酬の決定権はほぼ完全に大蔵官僚によって掌握されているといっても過言ではない。

診療報酬の大枠が国家財政事情によって規制されるだけでなく、個々の診療行為や医薬品使用も診療報酬によって巧みに操作されている。例えばCTやMRIなど、高額医療機器の市場拡大のために、それらを使用する検査に高い診療報酬を設定する。新薬を売り込むために、その公定価格（薬価基準）を実勢価格よりも遙かに高く設定し、「薬価差益」を餌に、医療機関を新薬採用・大量使用に誘惑するなどである。その結果、看護料や基本診療料が犠牲され、「薬漬け・検査漬け」医療が広がってきたのであり、人間不在・老人差別の医療は、診療報酬による政策的誘導がこれをもたらしたのである。

5. 診療報酬支払方式の国際比較

わが国の診療報酬の特徴は「出来高払い制」であると広く理解され、しかも言葉だけがひとり歩きしている。しかし本当にそうなのか。この辺の事情を探るには国際比較が必要だろう。

ホフマイヤー／マッカーシーの、日本を含む先進12ヵ国の医療財政の綿密で膨大な調査研究によれば（"Financing Health Care", 2. Vols., 1994.）、診療報酬の支払方式は次ぎのように区分される。

- ①個別支払方式 (Fee-for-Service)
- ②1件当たり均一払い方式 (Case-Payment)
- ③1日当たり均一払い方式 (Daily Charge)
- ④サービス当たり均一払い方式 (Flat Rate)
- ⑤人頭払い方式 (Capitation)
- ⑥俸給方式 (Salary)
- ⑦総額予算方式 (Global Budgets)
- ⑧請負契約方式 (Contracting)
- ⑨公定価格方式 (Administered Prices)

これらは単独で、あるいは複数の方式の組み合いで実施されている。

また診療報酬支払方式は保健医療の財政方式と組み合わせて見なければならない。医療の財政方式は①租税方式、⑤社会保険方式、②任意（民間）保険方式の三つに分類される。そしてこれもまた単独もしくは組み合わせて実施されている。（例えばスウェーデンの場合、外来医療は社会保険、入院医療は租税方式である。）

①個別支払方式は社会保険方式下のプライマリ・ケア（初期診療における総合的な診断と治療。主に診療所の外来医療が担当）で支配的であり、⑦総額予算方式、⑧請負契約方式などは、財政システムにかかわりなく、主として病院の入院医療で広く見られる。

また診療報酬制度については、医療施設・機器等の設置・維持管理にかかる、いわゆる資本的経費の財源調達方法との関係も極めて重要である。国際的に見て、租税方式や社会保険方式をとる国では、病院施設の整備・改善に国・州政府等が直接間接に責任を負い、診療報酬収入とは別に、国庫・地方財政などが病院の資本的経費を補償する方策がとられ

ている。したがって社会保険の診療報酬収入は主として病院のランニング・コストをカバーするものとなっており、ドイツ、フランスなどで健康保険財政への国庫補助が日本より格段に低率なのは、こうした事情に由来している。(1980年代後半以来、国家財政逼迫の圧力によってドイツ、フランスなどでは、病院の資本的経費にたいする補償の削減、診療報酬への一部転嫁策などが進められているが、基本原則は変わっていない。)

6. わが国の診療報酬支払方法の特徴

国際的に俯瞰すると、わが国の診療報酬制度の特異性が明瞭となる。わが国では病院も診療所も基本的には区別なく、同様の支払い方式で一括されている。また病院の資本的経費も診療報酬の中に「包括」されている。(ごく少数の国立病院や自治体病院には施設整備費等の「補助」があるが、それはほんの僅かであり、最近はそれさえも厳しく削減されて、すべて診療報酬収入で捻出するよう「合理化」が進められている。)

わが国でいう「出来高払い方式」もまた特異である。前掲の分類によると、わが国そのものは①個別支払い方式と④サービス当り均一払い方式(個々の診療行為毎に全国一律の価格を設定する方式)、および⑨公定価格方式(中医協諮問ー厚生大臣告示)の組み合わせということになろうか。

また特に1981年診療報酬改定および1983年老健法=老人特掲診療報酬制度施行を転機として、診療報酬総額の伸びを計画的に抑止する政策が大蔵省主導で強力に進められているから、いうなれば全国的規模での⑦総額予算方式(Global Budgets)に大接近中ということになる。(厳密にいえば総額予算方式とは、個々の病院別に、事前に、年間診療報酬総額の見込み額を支払う方式である。しかし見方によつては現在、わが国の国立病院や自治体病院も、事後的にではあるが、すでに実質的には総額予算方式とも言えるわけである。)

7. 「定額制」診療報酬の定着と拡大

さらに加えて、わが国では「出来高払い方式」が支配的だとはいえないような実態が存在する。すな

むち入院医療の根幹である「看護」の診療報酬(看護料)は、入院患者1人1日当たりの「定額制」である。つまり看護婦が行う労働(看護行為)、例えば検温、検脈、身体清拭、病衣交換、摂食・排泄介助など、仕事の量に関係なく、患者1人1日当たり6,850円(685点×10円。ただし30日以内。30日超は673点となる。特3類看護。1997年4月現在)となっている。(この最高レベルの特3類看護料でさえも看護婦の人工費の8割にも満たず、看護婦を増やす程、赤字が生まれる。)

また1981年以来、「包括化」や「定額支払い方式」が逐次導入・拡大してきている。「包括化」とは、以前は個々に区分され、それぞれ別個に評価(価格付け)されていたものを一つに「包括」して評価することで、例えば点滴注射や検体検査などを「入院時医学管理料」のなかにひとまとめにすることであり、「定額制」への橋渡しにほかならない。

「定額支払い方式」は入院部門、とくに老人の入院医療で広がりつつあるが、1996年4月診療報酬改定からは外来医療にも拡大している。老人慢性疾患外来総合診療料(1回につき、院外処方箋を発行する場合7,350円。発行しない場合8,850円。月2回まで)、および小児科外来診療料(3歳未満乳幼児対象、[初診]院内処方6,400円。院外処方5,300円。[再診]院内処方4,700円。院外処方3,600円)がそれである。

外来医療にかかるこの二つの「定額制」の採否は、現在のところ医療機関の「選択」に委ねられているが、この制度の導入の意味は極めて大きい。この導入により、わが国の入院・外来を合わせた医科患者総数840万人のうち、老人215万人、乳幼児(3歳未満・外来)30万人、合計245万人(29.2%)が「定額支払い方式」の適用対象群に組み入れられたことになる。これから先、年齢制限をはずして「慢性疾患」に適用対象を拡大すれば、日本の患者総数の約半分が「定額制」の傘の下にはいることになる。(今次健保法改定により導入された「薬代上乗せ負担」は、老人慢性疾患外来総合診療料「選択」医療機関には適用除外とされている。まことに狡猾な「定額制」への「政策的誘導」である。)

このように見ると、わが国の診療報酬制度を

いま改めて医療問題を考える

「出来高払い制」の一語で総括することは極めて不正確だと言わざるをえない。そうだからこそ、「薬漬け、検査漬け医療」の責任のすべてを一点集中的に「出来高払い制」だけに負わせる論法には、別に何か意図的なものが裏に隠されているとみなければならないのである。

8. 厚生省の診療報酬制度改革案

財政構造改革審議会・最終報告や今回の「抜本改革・厚生省案」は「出来高払いと定額払いの最善の組み合わせを構築する」と述べる。しかし「敵は本能寺にあり」で、「出来高払い制の弊害の是正」を表看板に押し立てながら、裏では保険給付の範囲と内容のカット、医療へのアクセス・国民の受療権の制限、そして「健保空洞化」=「医療の営利市場化」が策されている。これにつき「医療保険改革・厚生省案」(本年8月7日発表、前出)のなかから診療報酬に関わる箇所を逐次抜き出し、簡潔にコメントしておく。

- ④「一定基準に基づき、診療料等について、一定の範囲内で医師及び歯科医師がその技術や経験に応じて患者から徴収できるような途を開く。」——「名医」を自認する医師(開業医も勤務医も)は患者に「特別料金」を請求できる方途を「合法化」するということだが、保険給付との関係はどうなるのか。「特別料金」が保険給付外となることは目に見えている。
- ⑤「医療機関がその療養環境に応じて患者から施設利用料を徴収できる仕組みとする。」——いわゆるホスピタルズ・フィー(俗に言う「ホテル代」)について、この大部分を保険給付外とする意であろう。
- ⑥「大病院については、入院機能を重視した評価体系とし、外来については、基本的に専門分野に限定した評価とする。」——「大病院」とはどれほどの規模のものを指すのか、不明。「入院機能を重視した評価体系」とは何か。おそらく「日本型DRG・PPS」(後述)が指向されるのだろう。
- ⑦「大病院の外来について、それ以外の医療機関の外来の給付率との差を設けるとともに、入院

医療に重点を置いた措置を講ずる。」——別項「保険給付・A案」では「大病院の外来は5割程度の定率一部負担とする」とある。⑦でいう「専門外来」も5割負担となるのだろうか。また現在、病院は入院部門の「赤字」を外来部門の「黒字」でカバーしているのが実情なのだが、このへんをどうするのか。また大学付属病院での外来診療の教育研修はどうするのか。

- ⑧「医療提供体制及び診療報酬両面において、急性疾患を担う病床(急性期病床)と慢性疾患を担う病床(慢性期病床)とを明確に区別する。」——慢性期病床(現・療養型病床群)を介護保険対象施設とする意である。しかし臨床医学上、急性期と慢性期とはこんなに截然と区分できるのだろうか。また患者は慢性期病棟と急性期病棟との間を頻繁に「たらい回し」されるのではないか。
- ⑨「(急性疾患) 入院医療については、入院当初は出来高払い、一定期間経過後は1日定額払いとするなどを原則とする。」——いよいよ厚生省の本音がでてきたようである。つまり診断が確定するまでは「出来高払い」、その後は「診断群別・1日定額払い」(日本型DRG・PPS)というわけである。
- ⑩「(急性疾患) 外来医療については、出来高払いを原則とする。」——すでに検査・画像診断などの「包括・定額化」が定着している。
- ⑪「(慢性疾患) 入院医療については、1日定額払いを原則とする。」——慢性疾患をどのようにグループ分けし、それぞれの「料金」をどのように格差づけるのだろうか。
- ⑫「(慢性疾患) 外来医療については、高血圧症、糖尿病、高脂血症等の定型的な慢性疾患は定額払いとする。」——現在の年齢制限枠(70歳以上)の撤廃である。
- ⑬「入院・外来とも、治療期間中に急性疾患を併発した場合、患者の病態に応じて出来高払いを組み合わせる」——当然の措置であるが、医師の裁量権を強烈に制限する仕組みとセットになってでてくるのではないか。
- ⑭「医薬品については、薬価基準制度を廃止し、

新たな方式を導入する。」(後述)

診療報酬制度の「抜本改革」案については以上の通り、まだまだ不明瞭で曖昧模糊としている部分が多いが、「患者負担」となると非常に鮮明で具体的である。すなわち、

- * 「A案。3割程度の定率一部負担とする。ただし、大病院の外来は5割程度の定率一部負担とする。」
- * 「B案。かかった医療費のうち一定額までは自己負担とし、これを上回る部分について保険給付の対象とする。保険給付の対象部分に対しては、定率の一部負担を適用する。」
- * 「A案、B案共通。高齢者については、1割又は2割程度の負担とするなど、一部負担率について（一般の保険加入者と）差を設ける。ただし、一定以上の所得ある者については、一般的の（保険）加入者と同一の負担とする。」
一般被保険者についてA・B両案併記の形をとっているが、実質は同じである。保険給付の範囲と中身を「診療報酬制度改革」でばっさりと削減したうえに（前掲①～⑩参照）、そのスリム化した保険給付に対する給付率をさらに大幅に引き下げようというのである。A案とB案の違いは、卵嫌いな子どもに卵を無理やり食べさせるために「目玉焼きが好きかスクランブル・エッグが好きか」と問うような話である。

再度強調すれば、もはや幻影と化した「出来高払い制」をことさらに「悪玉」に仕立てあげる手法は、さらなる健保給付カット・患者負担増を進めるために、国民に目くらましのつぶてを放つことに他ならない。

9. 日本型DRG/PPSと新薬価方式案

これまでのところ、「日本型DRG/PPS」と薬価基準制度の問題について十分に述べることがなかったので、簡潔に補足しておきたい。

DRG/PPS (Diagnosis Related Group / Prospective Payment System. 診断群別・予見定額支払方式) とはアメリカで開発され、メディケア（公的な老人・障害者医療保険）の入院医療などで実施されているものである。その功罪は医療関係者

ならば熟知のところであり、①平均在院日数の極端な短縮、②病院による患者の選別（重症患者の敬遠）、③日帰り手術の増加、④再入院率の増加などが目だっている。肝心の⑤「医療費抑制効果」は、支払者側から見れば抑制効果抜群、患者側からすれば医療費負担激増、病院にとっては良心的な医療を行えば行うほど採算割れと、立場によって大きく別れる。しかも国民経済全体からみたトータルの国民総医療費の抑制効果となると、極めて疑わしい。確実なのは「公的医療保険」にたいする信頼性が大きく揺らいだことだけである。

DRG/PPSの「日本版」はどういう仕組みになるのか。導入のために合理的な疾病分類の確立、支払いのための適切なベースレートの設定、病院特性の評価・調整方法など、気の遠くなるような難問が累積している。しかし橋本「行革」は、介護保険法案のように、前提となる基本的な問題への取り組みを無視したまま、財政対策優先の、しかも極めて強引で杜撰な、そういう意味で「日本の」な、DRG/PPSを見切り発車させる危険性は非常に高いものと読んでおきたい。

財政構造改革会議・最終報告は「薬価差の解消を図るほか、現行の薬価基準制度を廃止のうえ市場取引に委ねる原則に立った新たな方式の採用等薬価基準制度の抜本的見直しを行う」という。

まず注意すべきは、問題の意図的なすり替えであろう。すなわち、先の第140国会での健保論戦で明らかにされたように、国際的に異常な高薬価を生み出す「政・官・業・医」癒着・腐敗の構造こそが医療費膨張・浪費の真因である。しかしここにはメスをいれることなく、国民の目を「出来高払い制」と「薬価差益」にそらせようとの意図が露骨に現れているからである。

薬価基準制度（薬価の公定価格制）を廃止したのちに導入する仕組みについての「医療保険改革・厚生省案」は、すでに意図的にリークされていたように、ドイツの「参照価格制」("Festbeträge"、直訳すれば「固定額制」、外来患者向けの薬を対象、1989年導入）を模したシステムである。つまり、薬の価格を「市場取引」（独占企業が支配力を持つ市場価格）にまかせた上で、医薬品を成分・薬効ごとにグルー

いま改めて医療問題を考える

普化して、それぞれの「価格」（健保が医療機関に支払う限度額）を「医学、薬学等の専門家からなる委員会」が、「市場実勢価格」を基本に、決定する。この「価格」を上回る分は、医療機関がこれを患者に転嫁する、という仕組みである。

しかしこれでは根本的な問題は何一つ解決しないのではないか。ドイツの先例に照らしても、多国籍企業化した大製薬資本の価格政策にはメスが届かない。また医学的根拠に基づく薬剤選択が厳しく制限される一方で、患者負担だけは確実に重くなる。財政対策にのみ終始した案と言わざるをえない。

10. 「医の原点」から総改悪を問い合わせ直す

医療総改悪が急を告げている折から、勢いとして診療報酬制度をめぐる問題に力点をおかざるをえなかつた。しかし、医療問題の核心となる「患者と医師の信頼関係」については、始めに指摘しておいたように、経済的・社会的システムに属する問題群のほかにもう一つ、近代医学が依って立つ学問的「方法」と科学技術に関わる問題群がある。このあたりに若干でも目配りしておかなければ、大きな手抜かりとなろう。

医療・医術とは人の病という、単なる生物学的事象の集まりであることを超えた、今を生きる一人一人の人間の「パテーマ（悩み）を癒す術」である。そこに形成される患者と医師との1対1の、倫理的で厳粛な人間関係こそが「医の原点」にはかならないのだが、しかし、ことはさほどに簡単にすまされる問題ではない。

近代医学が人間をひとまず精密な機械とみる観点、あるいはヒト（Homo sapiens）としてみる観点に徹することによって確立し、それによって大きな成功を収めてきたことを確認するのは極めて重要である。医学は病気を「正常からの偏倚」とみたてて、これを解剖学・組織学と生理学・生化学とを両翼として病気の理法（病理）に迫る戦略をとってきた。近代医学の黎明期にはヒトは力学的システムとして、19世紀からは精密な化学システムとして観照されてきた。そして現在では生化学システムとしてである。医学・医術が自然諸科学と高度な科学技術の総合のうえに立っているという、このあたりまえの事実と、

「医の原点」とを日々の営為のなかでどうつなぐかが、大層難しいことなのである。

現代の病院では、患者は「精密検査」のデータの束を携えて初めて医師と正式に対面する。しかも一人の患者にかかる医師は必ずしも一人とは限らない。また現代薬理学の長足の進歩が生み出した新多剤療法（Neo-polypharmacie）は、患者に多種類の薬剤を与える。現代の医療の場では、患者と医師の1対1の人間的関係が希薄化する危険、また得体の知れない副作用の危険が絶えず付きまとっている。

こうした事情の中に、周知のように、近代医学は機械論的であり非人間的だという批判が根強く生まれてくる原因がある。しかしそうだからといって、イワン・イリッチを急先鋒とするように、近代医学は臨床的、社会的、文化的医原病をもたらしたと総括するのもまた性急かつ一面的に過ぎるのではないだろうか。

医療改悪を阻止し、医療をよくする運動が市民レベルでは非常に大きく広がっているが、これに比べて労働組合運動の取り組み方にある種のもどかしさを覚えるのは、神経過敏に過ぎるだろうか。ともあれその要因の一つに、しかもそれほどに明瞭には意識されない要因の一つに、素朴な「医療不信」があるように思える。かつて1970年代初頭、社会党は医療社会化法案を掲げて「医師不信」「薬漬け・検査漬け医療告発」キャンペーンを行ったことがある。社会党の医療社会化運動は線香花火に終わったが、労医分断に一定の役割を果した。彼等が残したわだちは私たちには全く無縁のものではあるが、これを反面教師として、労働組合運動も「医の思想」を共有することが望まれるのではないだろうか。

高度な科学技術を人のパテーマの癒しのために駆使する——この営為を貫く理念とモラルは、人類社会の未来を拓く労働者階級の歴史的役割と通底していると思われるからである。

（専修大学教授）

特集／多国籍企業とアジア

日本多国籍企業と東アジア経済

大木 一訓

1. 拡大つづくアジアへの経済進出

日本企業の海外進出はとどまるところを知らない。アジアに出かけて、いたるところに日本企業が氾濫している状況を目にしてると、そう実感すると同時に、将来への言い知れぬ不安を覚える。

大蔵省「対外直接投資届出実績」でみても、1985年以降急増し、バブル崩壊で一時落ち込んでいた海外直接投資は、94年いらい再び急速な伸びをみせるようになっている。円安傾向となった96年においても、それは20.0%の大幅な伸びであった。自動車、電機機械などの業種では、海外投資が国内投資の6割前後に達するという過熱ぶりである。しかも、ここ数年のその投資先は、アメリカを別とすれば、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、韓国など東アジアの国々に集中している。中国やフィリピンは、96年、対前年比7割の増という投資ラッシュである。

こうした東アジアを中心とする直接投資の増大は、同じく94年以降急激にすすんでいる海外調達の拡大と明らかに連動している。東アジアからの部品・資本財の輸入は、国内生産が停滞するなか、最近の円安のもとでも、急速に拡大し続けている。日本の製造業企業の大多数は、今後とも長期計画に基づき、海外からの部品・製品調達の拡大をすすめようとしている（通産省「海外進出企業動向調査」）というが、実際、筆者が本年3月に訪ねたアジア日系企業は、いずれも日本の国内市場への販路拡大を予定して生産拡大をすすめていた。

日本企業の海外進出の動機や経緯をたずねてみると、そこでは、90年代の歴代保守政権による、さまざまな海外進出奨励策が、予想以外に大きな役割を演じていることがわかる。その奨励策には、①

ODA、海外経済協力基金、日本輸出入銀行などによって、さまざまな形態の直接投資（ジョイント・ベンチャー、合弁生産、技術提携、資本財輸出、プラント建設、等々）に対して資金供与すること、②国の貿易保険や海外投資保険によって、あるいは多国籍投資保証機関によって、輸出にともなうリスクばかりでなく、海外直接投資のリスクやコンソーシアム（国際共同投資事業）参加にともなうリスクをも保証すること、③JETRO（日本貿易振興会）や、経団連が中心になって設立したJAIDO（日本国際開発機構）や経済同友会の会員企業で組織したJAIC（日本アセアン投資会社）のような、政府援助の民間国際機関によって、さまざまな分野への共同の海外直接投資を奨励・組織していくこと、がふくまれる。まさにオンブにダッコの海外進出促進策である。保守政権の通商政策は、80年代末いらい、重点を貿易対策から海外投資対策に転換してきているが、いまでは莫大な国家資金を日本多国籍企業に供与しつつ、対外経済政策の運営を事実上財界にまかせていく政策がとられている。

それにしても、とくに要請されたわけでもないのに、中小企業をもまきこんで次々と資本進出してくる日本多国籍企業を前にして、現地の人々は、なぜ日本企業は国内でつくれるものとこんなに遠くまでやってきてつくるのか。なぜアジアの中小企業でもつくれるものと、世界の巨大企業がやってきてつくるのか、という疑問を呈している。そして、日本はいまやヨーロッパ、アメリカに次ぐ第3の帝国主義勢力として再び登場しつつあるのではないか、という問題を提起するのである。

2. ビルトインされる産業空洞化メカニズム

特 集・多国籍企業とアジア

図1 海外事業活動が国内生産に与える影響

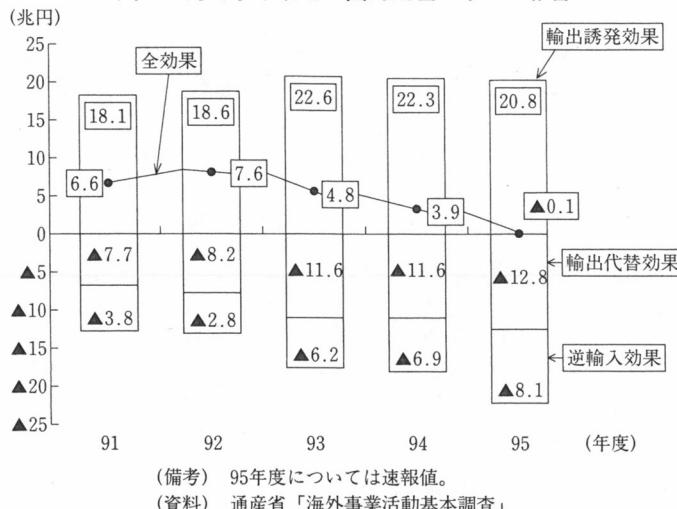
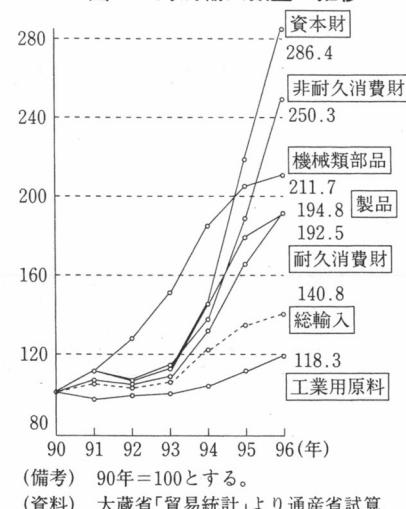


図2 財別輸入数量の推移



ところで、東アジアへの急速な海外進出は、すでに日本経済の中に、産業空洞化のメカニズムを構造的に組み込む結果をまねいている。通産省は、海外事業活動が国内の生産や雇用にあたえる影響を調査し、すでに1995年以降、国内生産を拡大させる輸出誘発効果よりも、それを縮小させる輸出代替および逆輸入効果の方が大きくなっている事実を確認している（「海外事業活動基本調査」・図1）。多国籍化した巨大企業の主導する海外進出が、日本経済の生産にとっても雇用にとってもはつきりマイナスをもたらす時代を、われわれはすでに迎えているのである。

その背景にあるのは、第1に、篠原三代平氏のいう、1985年以来の海外直接投資の累積がもたらしている「ブーメラン効果」（日本経済への悪影響）である。NIESやASEAN諸国に進出した日系企業は、全面的に生産設備を稼動させるようになったばかりでなく、最近は現地収益の再投資によって自前で生産能力を拡大するようになっている。主要製品が企業内国際分業による部品や資本財であることもあって、その製品販路は圧倒的に日本の国内市場である。こうして、いまでは国内需要を上回る勢いで海外日系企業からの輸入圧力が国内市場にのしかかり、それだけ過重に中小企業や地域経済に打撃をあたえることとなっている（図2）。

第2に、このような圧力のもとに、ほとんどの国内工業製品の生産において、輸入部品が中間財とし

て使われるようになってきたことである。とくに加工組み立て産業においては、輸入部品が生産に不可欠な要素として組み込まれるようになってきた。生産過程そのものが、東アジア規模での企業内国際分業と国内の生産集積＝地域経済の整理・解体とを前提とするものに、変質してきたのである。

第3に、自己増殖をはじめたアジア日系企業が、国内企業と同様に、その部品・資本財の調達を日本の国内市場よりもNIESをはじめとするアジア市場から行うようになってきたことである。進出先で、部品の現地調達率引き上げが不可欠となっている、という事情もある。こうして最近は、日系企業による日本からの部品・資本財調達が、ごく基幹的なものか技術的に代替できないものに限られはじめた。海外進出による輸出誘発＝国内生産拡大効果は、ほとんど機能しなくなってきたのである。

第4に、日本多国籍企業による生産の海外移転が急進展し、海外の日系企業も多国籍企業としての活動を拡大し、日本経済の停滞が続くながで、いまではASEANや中国に対しても日本の国内市場に対しても、日本よりむしろNIESが、基幹部品の供給基地となりはじめたことである。1997年版「通商白書」も、最近の日本からの工業製品の輸出をみると、NIESに対してもASEANに対しても減少している品目が多くなり、伸びているのは技術的に高度な品目に限られてきている、と指摘している。しかし、

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

現状のまま推移すれば多くの「技術的に高度な品目」についても、そう遠くない将来にNIES製品に席を明け渡す日が来るにちがいない。

このように、野放しの対外直接投資・海外調達（それは生産の海外移転にはほかない）は、すでに日本経済を窮地に追い込みつつあるのであるが、日本の支配層には、従来の海外進出推進政策を見直そうとする動きは見られない。直接投資や海外調達についても日系企業の海外活動についても、これを国民経済の利益にそって民主的に規制しようとする発想はまったくない。

3. 構築されたアジアの搾取・収奪機構

産業空洞化と地域経済の崩壊がすすむなかで、いったい何が日本の巨大企業を、支配層を、こうした急激な生産の海外移転にかりたてているのだろうか。

コスト・価格や収益率の点で、国内の産業・企業が競争力を失ってきているからだ、という国際分業比較優位論では、これは説明できない。生産の海外移転は、円安やリストラ効果による国内製品の著しい競争力回復にもかかわらず、業績の良い大企業・産業を先頭に、一貫して推進されているものだからである。リストラ「合理化」によってコストダウン＝生産性向上を実現すれば、海外への生産移転をふせぐことができるかのようにいう経営者たちの宣伝は、明らかな欺瞞である。

大企業経営者たちが東アジアに立地する理由としてよく挙げるのは、人件費の安さ、市場の将来性、生産労働力の豊富さ、外資優遇策の存在、といったものである（通産省「経済構造比較調査」）。たしかにこれらは、企業の収益拡大策にとって魅力的な海外進出の要因であろう。しかし、それだけでは、長年にわたって構築してきた国内の生産集積のメリットよりも東アジア立地のメリットの方が上回るとはいえない。インフラ未整備、政策不透明、「労働力の質の低さ」、下請け集積のなさ、繁雑な行政手続き、など、同じ経営者たちが挙げる東アジア立地のデメリットを考慮を入れるだけでも、際限のない海外での生産・部品調達拡大には大きな危険がともなう。第1、国内の生産集積の解体・崩壊が日本経済の地盤沈下をひきおこすことは、財界も承知しているは

ずである。にもかかわらず、なぜ海外への生産移転を拡大しつづけるのであろうか。

問題の鍵は、日本多国籍企業が進出先の東アジア各地（特にASEAN諸国）で、国内でも欧米でも経験したことのないような、とてつもなくうま味のある搾取・収奪構造をつくりだしている、という点にあると思われる。

第1に、東アジアの日本多国籍業はその雇用労働力を、若々しい活力のある低賃金労働力、とくに25歳未満の未婚女子労働力に、極度にしほりこんでいる。輸出促進地区や自由貿易地区の日系企業を訪ねてみると、現業労働者のほとんどすべてが、まだあとけなさの残る、初々しい感受性のかたまりのような少女たちであることに驚かされる。労働力の女性化は、すでに個別企業の枠をこえた産業構造の問題となっており、統計でみても、フィリピンやインドネシアでは、すでに製造業労働力のおよそ8割は女性となっている。

若年女子労働者が好んで雇用されるのは、男性労働者にくらべ「仕事が早く丁寧で、しかも安くて従順」だからである。彼女たちは、手先の器用さ、視力や音感などの感性の鋭さ、楽天的で献身的な働きぶり、等、いまでは日本の労働者が失ってしまっている資質をゆたかにもっている、という（筆者のインタビューしたある日系企業マネージャの証言）。しかし、多国籍企業がもっぱらそうした若年女子労働を雇用しつづけることができるのは、採用差別が容認されているからであり、彼女たちを簡単に解雇できるからである。（注）

第2に、多国籍企業は東アジアにおいても、常用労働者を臨時の労働者または非正規労働者によって代替する政策をとるようになり、常用労働者の地位を著しく不安定なものとしていることである。非正規労働者のなかには、パート、短期請負労働者、長期研修生、最低賃金以下の学生アルバイト、派遣労働者、訓練生、移民労働者など、多様な低賃金不安定雇用がみられるようになっている。

フィリピンの場合、派遣労働はこれまで主としてサービス部門（設備メンテ、事務所管理、包装・ビン詰め、市場開拓、運輸など）に広がってきたが、今日では工場の常用労働者に取って替わる例ができ

特 集・多国籍企業とアジア

ている。派遣労働に対する支払いは、通常賃金より20%高く支払われているが、それでも使用者にとってはメリットがあるという。

しかし、これら無権利な底辺労働の拡大に対して法的または行政的な規制はまったくないといってよい状態である。

第3に、東アジアの多国籍企業職場においても、今日では、日本国内の生産工程に対抗するような、高密度の労働が組織されるようになってきている。とくに輸出促進地区や自由貿易地区では、組み立てラインの導入をてこに労働密度が急速に引き上げられ、作業工程の分析と組織化、労働力の多能工化、交替制労働の導入、要員削減、労働時間の延長、などがすすんでいる。それは、雇用労働者たちに近所付き合いの余裕をあたえないほど苛酷なものとなっており、アジア社会の伝統的な生活様式を破壊する大きな要因となっている。

第4に、多国籍企業における賃金水準がきわめて低位に抑制されつづけていることである。現地で直接雇用する常用労働者の賃金さえも、必要生活費に比して、きわめて劣悪である。基幹的労働力である女性労働者は家計収入確保のうえでも中心的な役割を担わなければならなくなっているが、その賃金は、勤続年数が伸びても最低賃金に準じた水準に据え置かれ、とうてい家計支出をまかなうに足りない水準である。専門職の女性労働者さえ二つか三つの副業労働に従事せざるをえず、エンゲル係数が50~70%にもなる生活のなかで、毎月の借金を不可欠としている女性労働者も少なくない。

男性労働者の賃金も、まったく食べるだけの低賃金であることに変わりない。しかも高いインフレ率によってたえず減価している国が多い。インドネシアのように、賃金制度の枠組みが今から40年前も前に、男子単身労働者の肉体維持に最低限必要な水準を基準として組み立てられたままになっていて、その後の生活様式の変化や女子労働者の生計に必要な諸要素も考慮にいれていないために、まったく実態にあわなくなり、ありとあらゆる差別賃金が横行しているという問題もある。

だが、これらの労働者はまだ良い方である。

第5に、日本多国籍企業は、進出先でもアンブレ

ラ経営、委託産業などの名で呼ばれる重層的な下請け制度を組織して、生産や業務（輸送、包装、メンテ、警備など）の外注化を大規模にすすめるようになってきたことである。そこで下請け制度は、国際的な下請け化と国内的な下請け化とが結びついでいるのが特徴であって、多国籍企業に対する下請け会社が、国内的には親会社として、県、町、地区に重層的な下請け網を開拓するものになっており、その生産網の末端には納屋工場的な生産や家内労働も組織されている。こうした下請け生産が、自動車部品、皮革製品、玩具、食品、繊維、工芸品、音楽機器、紙・紙製品、プラスチックおよびゴム製品、金属製品など、多くの業種をカバーするようになってきたのである。この下請け生産網は、国の政治的支援のもとに構築・維持されてきたものであり、いまでは国境を超える広がりをもつようになってきている。アジアではいま、日本国内とは対照的に、下請け制度の新たな構築・活用が、多国籍企業によってすすめられているのである。

第6に、ASEAN諸国の大半の労働力は、農業と、家内労働をふくむ小規模企業の諸産業に就労しているが、多国籍企業の活動と外資主導の経済成長のもとで、それらの産業が危機におちいり、膨大な産業予備軍をつくりだすようになったことである。農業では、世界銀行によって導入された「緑の革命」のもとで、生産のますます多くがアスパラガスやカリフラワーなどの輸出用作物にふりむけられたため、国民生活にとって基礎的な食料の生産が危機におちいるようになった。生活の窮屈のもと、農業改革と農民の土地に対する権利実現がますます遠のくなまで、農村を捨てて都市や海外へ流出する人々が大量に生まれている。また、従業員規模10人以下といった中小企業産業では、原材料の確保難、下請け制度による収奪、市場独占、などの構造的および国際的な困難によって、たえず破綻の危機にさらされるようになった。そこでは家族を、無給かそれに近い給与で働かせていることも珍しくない。こうして、ヤミ経済や家内労働が新たな広がりをみせ、短時間就業の半失業者が増大し、あるいは、中高年女子を中心とする通常の半額以下という極端な低賃金労働者が増大するようになった。いわば底無しの低賃金構

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

造が形成されるようになったのである。これは多国籍企業にとってはきわめて快適な住環境である。

第7に、他方では、数が少ないと云はれ、途上国における高度の職業能力をもつ技術労働者やホワイトカラー労働者たちは、そのすぐれた資質（英語や情報化技術を身につけている労働者が多く、事務処理能力の高さ、会議内容のまとめ等にみる状況把握の的確さ、対外折衝の巧みさ、創造的な起案能力や開発能力など）によって、多国籍企業経営者たちを満足させるようになっている。とくに管理部門や事務部門で働くアジアの大卒青年労働者を日本の大卒青年労働者と比較するとき、彼らは（日本で何をやってきたかは不問にして）アジアの青年に軍配をあげることが多くなっている。しかもこれらの青年たちは「安上がり」なのである。

最後に、進出先の「開発独裁政権」による、多国籍企業に対する各種の優遇政策がある。

優遇策の第1は、労働運動の抑圧である。東アジアの国々では、外資導入のための規制緩和や経済特別区の設置・拡大と、同地域における争議行為や組合活動の規制とが一体のものとなっている。インドネシアでは軍が労働問題に日常的に介入し、ストライキなどの場合だけでなく、人員採用のような企業経営にも介入している。そこでは、軍によって管理される労働組合だけを唯一の組合として認め、自主的な組合結成をいっさい認めない。これは極端としても、ほとんどのアジア諸国が、労働者の自主的な労働組合結成・選択権や労働組合の権利を制限する政策をとっている。

優遇策の第2は、経済開放が多国籍企業で働く労働者にたいする保護政策なしにすすめられていることである。ILO条約は批准されず、されども労働行政は法的強制力をほとんどもたない。また、多国籍企業の利益を代弁する世界銀行やIMFが、借款供与の条件として賃上げ抑制を要求し、これをアジア諸国政府が受け入れているという事情もある。

そして、第3に、税制、関税、土地・施設供与、等々の点での周知の恩典があり、すでに見た日本政府からの海外進出助成がある。

日本多国籍企業が東アジアで、国内の4倍以上にのぼる高収益をあげているというのは、けっして為

替レートのためばかりではない。となれば、甘い蜜の誘惑に勝てる蜜蜂など存在しないであろう。

4. 破綻はじめたアジア進出の基盤

しかし、それでは東アジアにおける日本多国籍企業の高収益体制は、いつまでも拡大しつづけることができるであろうか。そうではない。すでにそれは、3つの方面から破綻しつつある。

1つは、アジア経済における日本を中心とする雁行的発展が過去のものとなり、それとともに日本の対外直接投資に対するアジアの人々の評価も非常にきびしくなっている、という事実である。

日本の対外投資が増大しているとはいって、今日NIESのASEAN、中国に対する直接投資は、すでに日本、米国のそれを大きく上回る規模に達している。また、すでに見たように、NIESはアジアにおける部品・資本財の供給基地としての地位も高めている。そしてNIES多国籍企業も日本企業と同様に（あるいはそれ以上に）、すでに見たASEANにおける搾取・収奪機構を活用するようになっている。さらに、中国やマレーシアなど諸国も、急速にその工業生産力や技術水準を高めている。

これに対して経済停滞や金融不安に苦しむ日本は、アジアの人々に経済破綻の典型とみなされるようになり、アジア経済の牽引力をすっかり失うようになっている。日本をぬきに、NIES、ASEAN、中国の各国・各地域間の分業が発展し、東アジア地域の自主的経済発展がすすむ傾向がつよまっているのであり、日本の対外直接投資は東アジアにとって不可欠なものではなくなっているのである。

それどころか今日では、日本の多国籍企業が何十年たってもまともな技術移転をしようとせず、日本の直接投資は自国工業（とくに中小企業）の育成には役立たない、という不満と日本企業への幻滅が噴出するようになっている。また、東アジア諸国では、アメリカがIMF・世銀・WTOなどの国際機関を動員し、あるいは直接二国間交渉で、傲慢な市場開放要求や国内政策への介入をすすめることに対する批判が強いが、それだけにアメリカに屈従する日本への批判と軽蔑も高まっている。そのうえ、日本の戦争責任に対する無反省や、「盾から槍に変わった」と

特 集・多国籍企業とアジア

評される日米防衛協力とガイドライン見直しの推進が、日本の覇権主義にたいする警戒心をひろく東アジアのなかに呼び起こしているのである。こうしたアジアの人々の怒りと不信と軽蔑の中で、日本多国籍企業の投資環境は急激に変わりつつある。

第2は、東アジア諸国が採用してきた外資依存戦略の破綻が、アジア通貨危機をつうじて、いよいよ劇的なかたちで表面化しあげたことである。

在来産業や地域社会と切り離された、経済特区での多国籍企業の活動は、もともと民族産業・企業を育成するものではなかった。しかし、経済規模の小さなアジア諸国での、ケタはずれに大規模な多国籍企業の活動は、確実に伝統産業の衰退と環境問題の深刻化をひきおこし、国民の間の所得格差を極度に拡大し、一握りの富裕層と大多数の国民の失業と貧困を生み出してきた。その結果、最近のアジア経済は、内需不振、インフレと人件費の高騰にともなう価格競争力の低下、輸出の伸びの鈍化、不動産投機、労働争議の多発、などに悩まされるようになってきた。また、NIESでは、低廉な土地、労働力、資源、市場をもとめての、発展途上国への大規模な資本移動がすむなかで、工場閉鎖や生産移転による失業が大きな社会問題になってきた。アジア版「悪魔のサイクル」が現実のものとなりはじめたのである。今回の通貨投機は、こうした状況のもとで、東アジア経済の成長鈍化とバブル崩壊を予測した外国資本が、アジアからの資本逃避をはかるようになった表れである。しかし、国民経済としても、多国籍企業戦略としても、東アジア経済への依存を決定的につよめてきた日本資本主義は、現状からするとこの東アジア経済「混乱」による打撃を真っ向から受けるほかない。アジア日系企業の採算条件は悪化し、日本からの輸出は減少し、アジア諸国の債務危機が日本の金融危機に直結する可能性が増大するであろう。

すでに昨年3月バンコクでひらかれたアジア・ヨーロッパ会議や、最近のASEAN会議にもみられたように、今後アジア諸国は、外資依存戦略の修正をはかりながら、より自立的な経済発展の戦略を模索していくようにならうが、日本多国籍企業の従来の経営戦略では、東アジア諸国との新しい動向に対応することが困難であろう。

第3に、すでに見てきたように、直接投資の拡大とアジアにおける日系企業の拡大再生産は、それを保障する国内市場の販路拡大、本社企業による技術的金融的支援体制、国によるリスク・カバーの奨励策があつてはじめて、円滑に進行する。しかし、産業空洞化と地域経済の崩壊が進行し、消費税をはじめとする国民の負担増政策が強行され、金融不安と財政危機がさらに深まるなかで、直接投資を続行するこうした日本経済の力に陰りがみられるようになったことである。また、中小企業の経営危機と生活問題が全国各地で広がり、業者たちの保守政治に対する批判が高まるなかで、自治体をまきこむ地域経済振興や産業空洞化対策への取り組みが発展していくおり、それが生産の海外移転にも一定の自粛作用を及ぼしあげている、という事情もある。とくに、この点で、労働運動、業者運動、女性運動、革新政党をふくむ広範な共同戦線が形成されつつあることは、支配層にとどめ見過ごすことのできない動向であろう。

ともあれ、日本多国籍企業のアジア進出も、その蜜月時代は終わりを告げたと見てよい。

5. 労働運動の若干の課題

本年5月に千葉大学でひらかれた社会政策学会第94回大会の共通論題は、「アジアの労働と生活」であった。それは、日本の労働問題を規定する社会的枠組が東アジア的規模にまで拡張されたことを示す、シンボリスティックな出来事であった。しかし、そこでの研究発表の主流は、多国籍企業による途上国経済の包摂（いわゆる世界経済招致）を唯一可能な東アジア経済発展の途とみなして、もっぱら「現実的な」論議を開闢するものであった。最近の東アジアの状況は、すでにこの大前提を覆している。むしろアジアの国々は、あらためて国民主権を国際連携のもとに再構築し強化して、多国籍企業に対抗し多国籍企業を規制しつつ、それと対等に共同していく道を模索しあげたよう見える。とはいって、この道が現実的なものとなりうるかどうかは、アジアにおける労働運動の強化にかかっている。多国籍企業に雇用され受注し働く人々の社会的権利と発言権が保障されるかどうかにかかっている。

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

日本多国籍企業のアジア進出にかかわって、労働運動が今日なすべきことは数多くあるにちがいない。しかし、そのなかでも筆者は、今日すぐにできることで重要な課題を3つ提起しておきたい。

1つは、日本の労務管理とのたたかいの経験やたたかいのノウハウを、アジアの労働組合やNGOの活動家たちに伝えていくことである。というのも、いまアジアでは、日経連や連合が活発に日本の労務管理や日本の労使関係のノウハウ普及に努め、それが労働運動の抑制やコントロールに効果を發揮しているからである。たとえば、80年代にアキノ政権下で労働運動のかってない高揚をかちとったフィリピンの労働運動が、近年その戦闘性を失ってきた主要な原因は、日経連講師を日本から招いてのシンポジウムを開催し、労務管理のコンサルタント会社を導入し、日本に学んで労使協議制や労使懇談会、労働関係支援センター、三者構成の産業安定会議、三者構成の賃金・生産性地域委員会などの産業平和のための機関を創設活用し、さらには、積極的にノン・ユニオンの労使関係づくりに努力した結果だといわれている。そのフィリピンの場合にも、日本の戦闘的労働運動による日本の労務管理とのたたかいについては、まったくと言ってよいほど知られていない。

2つには、東アジア日系企業で働く労働者たちの労働・生活条件についての国際比較調査を行い、多国籍企業に対する労働者の国際的な共同行動を発展させる条件をつくりだしていくことである。実際、労働総研の英文ジャーナル(No.16、1996年10月)に発表された小森良夫氏の論文「International Human Rights Standards and Japanese Enterprises in ASEAN Countries」は、筆者が今春訪問したインドネシア、フィリピン、マレーシア、韓国でも強い関心を呼び、国際的な共同調査の必要性をお互いに確認することができた。「東アジア経済圏」といってよい緊密な経済関係が発展しつつあるなかで、アジアにおける労働者の人権や社会的な諸権利の保障を、国際的にも確立していくことがいよいよ重要になっているからである。この課題への取り組みは、すでに労働総研によってはじめられているが、労働運動全体の課題としてもぜひ成功させる必要がある。

いま1つは、労働運動のレベルで、アジアの人々に対して戦争責任をとっていく具体的な行動を提起し、その点での草の根の国際交流を系統的に発展させていくことである。丸山恵也氏は近著『東アジア経済圏と日本企業』(新日本出版社)のなかで、「日本企業がアジアの共生の途をさぐる第一歩は、まず過去の歴史を正しく認識し、アジアの人々に責任を果たすことである」として、企業レベルでも責任を明らかにしていく必要を提起されているが、アジアで心からの国際連帯を築きあげていこうとする労働運動の場合にも、そうした問題意識にもとづく活動が非常に重要である。それは、戦争の犠牲者に対するなんらかの支援活動であってもよいし、アジアの人々から戦争体験を直接聞く活動に、日本の青年たちを繰り返し組織していく活動でもよい。あるいは、東アジアに進出している日本多国籍企業に、企業レベルでの反省と責任を明らかにさせる活動でもよい。ともかく、労働運動がまず率先して、アジアの人々と心を開いた会話をしていくことが、多国籍企業に対する共同の闘いに取り組んでいくうえでも、大前提となるのではなかろうか。

アジアの労働運動は、いま新たな高揚期を迎えているように思われる。韓国はもちろん、タイやフィリピンでも、インドやパキスタンでも、そしてインドネシアでも、労働法制の民主化、最低賃金の引き上げ、リストラ「合理化」による解雇反対、付加価値税や石油価格の引き上げ反対、等の要求でたたかいを前進させるようになっている(全労連「世界の労働者のたたかい1996」参照)。筆者が3月末に面談した韓国・民主労総のユンモ国際部長は、さきに展開された労働関係法改定をめぐる大ストライキ闘争の際、世界中から連帯の電報やカンパ等がよせられたが、なかでもアジアの労働者・労働組合からは驚くほど多くの激励・支援が寄せられ、韓国たたかう労働者たちは非常に励まされた、と語っている。そこには、アジアにおける最近の労働運動高揚への動きが集中的に表現されていた、と見てよいであろう。日本多国籍企業に対する民主的規制のたたかいを前進させるためにも、日本の自主的民主的なたたかう労働運動はこのアジアにおける労働運動高揚の有機的な一構成部分とならなければなるまい。

特 集・多国籍企業とアジア

(注) たとえばインドネシアでは、2年も勤続しないうちに妊娠した、子どもの看病のために遅刻したり休んだりする。歳をとり過ぎている、病気がちだ、居眠りをする、おしゃべりをする、超勤時間にキャンディを食べた、など、さまざまな「理由」で、女性労働者は簡単に解雇される、と言う。

参考文献：

- Rosalinda Pineda - Ofreneo and Rene E. Ofeneo, Trends that Disturb: Globalization and Filipino Women Workers, The World Bulletin, May-Aug. 1995
- Indonesian Women Workers: Problems and Issues, Working Group of Indonesian NGO's on the Women Workers Right, 1995
- R.E. Ofreneo, Decline of Labour Militance in the Philippines, Philippine Journal of Labor & Industrial Relations, 1993
- World Bulletin Special Issue on Economic Regionalism, Institute of International Legal Studies, 1996
- Silk and Steel: Asian Women Workers Confront Challenges of Industrial Restructuring, Committee for Asian Women, Hong Kong 1995
- C.I. Torres, External Labour Flexibility, Philippine Journal of Labour & Industrial Relations, 1&2, 1993.
- S. Tokunaga, Japan's Foreign Investment and Asian Economies Interdependence, Univ. of Tokyo Press, 1992.
- D.R. Harris編『インドネシア労働レポート』日本評論社、1996
- 「アジア6ヶ国の女子労働者の生活調査」アジア女子労働者交流センター、1991
- 藤井光男編著『東アジアの国際分業と女性労働』ミネルヴァ書房、1997
- 平川均「東アジア工業化ダイナミズムの論理」、法政大学比較経済研究所『東アジア工業ダイナミズム』所収、1997（社会政策学会94回大会での基調報告となった論文）

(常任理事・日本福祉大学教授)

次号No.29（1998年冬季号）の主な内容（予定）

金融ピックパンと国民生活

野田 正穂

〔特集〕ヨーロッパ労働運動の力量と弱点

- 欧州連合(EU)の政治・経済統合と労働運動
- ヨーロッパ(フランス)トラック労働者の闘争
- 失業反対5万人大集会と闘いの前進
- ヨーロッパの医療・福祉改革と労働者の闘い

一ノ瀬秀文

藤好 重泰

宮前 忠夫

日野 秀逸

〔国際・国内動向〕

- メシキコ労働運動の台頭
- 日本女性と雇用の不安定化——『ルモンド』より
- 広島における産業空洞化と労働運動

(その他、書評、新刊紹介など。題はそれぞれ仮題。)

発行予定日 1997年12月15日

アジアの産業「高度化」と日本 —ME=情報産業を中心にして—

藤田 実

はじめに

アジアの経済成長はめざましいが、それは輸出をテコにしたという意味で輸出指向型工業化と一般的に指摘されている。しかし他面では、アジアの成長は日本からの生産手段や中間原材料の輸入依存と、また輸出先としてのアメリカ市場依存という依存関係に基づく成長であることも事実である。この意味では、従属的発展と規定してもいい。

しかし1990年代に入ると、アジア地域の産業には、一部ではあるが「単なる加工・組立」あるいは「国際下請け」という地位から脱出をめざす動きも本格化しつつある。1つは、アジア域内での相互調達の進展であり、もう1つは台湾におけるコンピュータ産業の急成長や韓国における半導体産業の一貫製造に示されているようなME(マイクロエレクトロニクス)=情報産業の一定の「高度化」がそれである。

アジア地域における産業の「高度化」は、日本企業の海外展開による産業空洞化の議論と相まって、日本の産業構造の転換が必要であるという議論に容易に結びつく。そうであるならば、まずアジア地域における産業「高度化」の実態と日本との連関分析が必要となろう。本稿の課題は、まさにこの点にある。ただし、本稿でのアジア産業の分析は、コンピュータ産業や半導体産業などのME=情報産業を中心としたものに限定されている。その理由は1つはME=情報産業は今や21世紀の基軸産業として位置づけられている産業であるからであり、もう1つはほかならぬアジア地域はこの産業の一大集積地となっているからである。アジアの産業「高度化」を問題にする場合、ME=情報産業のアジア集積の問題

を抜きには語れないのではないかと思われるからである。

1. アジアにおけるME=情報産業の生産集積

環太平洋時代とも形容されるようなアジア地域の経済発展は、周知のように1970年代のアメリカ多国籍企業と日本独占資本のアジア展開に始まるが、それを促進したのがME革命である¹⁾。ME革命は、R&D(研究開発)への多大な投資とそれと裏腹な製造コストの低減、価格の急速な低下を特徴とし、それゆえ市場シェアの早期の確保が至上命題となる。だから製造過程においては、労賃コストの低減、微細加工労働力の確保が問題となるのである。そのため労働集約的なICの後工程、コンピュータや民生用電子機器の組立工程を中心に、低賃金・微細加工労働力の確保が可能なアジア地域へ生産拠点の移行が進展していった。こうしてアジア地域においてME=情報産業の生産集積が進んでいったのだが、まずその実態を見てみよう。

アジア地域のME産業は、コンピュータ、通信機械、民生用電子機器、電子部品のいずれにおいても、急速な生産集積の展開を示している。例えば、1995年の構成比で見ると、コンピュータ生産は20.9%、民生用電子機器は33.0%、電子部品は25.2%に達しており、アジア地域のME産業は通信機械を除けばヨーロッパ水準を凌駕、また民生用電子機器と電子部品ではアメリカをも凌駕するまでに至っているほか、部分的には「電子立国」日本にも迫らんとするほどの地位にある(第1表)。しかも日本が1991年比で、いずれも構成比を低下させているのに対し、ア

特集・多国籍企業とアジア

第1表 アジアにおけるME生産集積

	コンピュータ										通信機械						
	1990年		1993年		1995年		1990年		1993年		1995年		1990年		1993年		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
アジア(日本除外)	19,705	11.7%	35,079	19.0%	45,505	20.9%	5,534	8.7%	6,277	9.2%	6,571	9.6%	13.4%				
シンガポール	6,864	4.1%	12,346	6.7%	14,933	6.9%	222	0.3%	285	0.4%	308	0.5%	28.4%				
マレーシア	411	0.2%	2,607	1.4%	4,744	2.2%	534	3%	646	1.0%	973	1.4%	1.6%				
タイ	1,586	0.9%	2,648	1.4%	3,502	1.6%	187	0.3%	440	0.6%	508	0.7%	135.3%				
韓国	3,181	1.9%	4,212	2.3%	5,813	2.7%	1,756	2.8%	1,831	2.7%	1,905	2.8%	4.3%				
台湾	4,944	2.9%	10,014	5.4%	12,674	5.8%	102.4%	1.311	2.1%	1,342	2.0%	1,211	1.8%	2.4%			
日本	53,207	31.6%	58,757	31.8%	63,551	29.2%	10,479	14.579	22.9%	17,396	25.6%	16,707	24.5%	19.3%			
ヨーロッパ	46,930	27.9%	38,876	21.0%	43,100	19.8%	-17.2%	28,123	44.1%	24,969	36.8%	25,525	37.4%	-11.2%			
アメリカ	48,616	28.9%	51,989	28.1%	65,132	30.0%	6.9%	15,488	24.3%	19,230	28.3%	19,411	28.5%	24.2%			
合計	168,458	100.0%	184,701	100.0%	217,288	100.0%	9.6%	63,724	100.0%	67,872	100.0%	68,214	100.0%	6.5%			
	民生用電子機器										電子部品						
	1990年		1993年		1995年		1990年		1993年		1995年		1990年		1993年		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
アジア(日本除外)	17,532	24.4%	21,765	30.6%	22,716	33.0%	24.0%	30,319	18.7%	41,679	21.4%	52,003	25.2%	37.5%			
シンガポール	2,177	3.0%	2,360	3.3%	2,291	3.3%	8.4%	4,777	2.9%	7,052	3.6%	8,341	4.0%	47.6%			
マレーシア	1,947	2.7%	4,882	6.9%	6,164	9.0%	150.7%	4,056	2.5%	6,839	3.5%	9,430	4.6%	68.6%			
タイ	738	1.0%	1,438	2.0%	2,006	2.9%	1,234	0.8%	1,981	1.0%	2,965	1.4%	60.5%				
韓国	6,305	8.8%	6,689	9.4%	7,467	10.9%	6.1%	10,539	6.5%	14,530	7.5%	18,248	8.8%	37.9%			
台湾	1,824	2.5%	1,304	1.8%	1,014	1.5%	-28.5%	4,948	3.1%	6,012	3.1%	6,544	3.2%	21.5%			
日本	32,069	44.5%	30,739	43.2%	25,848	37.6%	-4.1%	58,641	36.2%	73,027	37.5%	79,880	38.7%	24.5%			
ヨーロッパ	15,877	22.0%	12,351	17.4%	13,305	19.3%	-22.2%	31,854	19.6%	28,228	14.5%	31,446	15.2%	-11.5%			
アメリカ	6,518	9.1%	6,292	8.8%	6,931	10.1%	-3.5%	41,376	25.5%	51,850	26.6%	42,895	20.8%	25.3%			
合計	72,016	100.0%	71,147	100.0%	68,800	100.0%	-1.2%	162,190	100.0%	194,784	100.0%	206,224	100.0%	20.1%			
インド(100万ドル)	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	94.90											
ソフトウェア生産	145	240	375	550	835	475.9%											
内需	65	100	150	220	350	438.5%											
輸出	80	140	225	330	485	506.3%											
輸出／輸入	55.2%	58.3%	60.0%	60.0%	58.1%	58.7%											

注：1. 1990年と1993年の金額は、当時の為替レートによるドルベースの実額、1995年の金額は1993年の平均為替レートによる予測額

2. アジア地域は、米国諸国その他に香港、インド、インドネシア、フィリピンの合計

ヨーロッパは、デンマーク、フィンランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、ベルギーの合計

3. 合計は、アジア、日本、ヨーロッパ、アメリカの合計であり、世界全体の合計ではない。

出所：Yearbook of World Electronics Data 1995 (ELSEVIER ADVANCED TECHNOLOGY)

インド・ソフトウェアは「JECC」1996年版。

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

アジア地域では台湾・シンガポールを中心に、生産額を大きく伸ばしており、世界のME=情報機器の生産基地化を示すものとなっている。

さらにアジア地域の中では、コンピュータではシンガポール・台湾が、民生用電子機器では韓国・マレーシアが、電子部品では韓国・マレーシアの構成比が高く、各国で比較優位的な産業構造を形成している。

さらに生産集積はハードの分野に限らず、ソフトの分野においても進展している。インドにおけるソフトウェアの生産集積の推移を見ると、ソフトの生産と輸出が近年増大して、1990年代にはいると急速に輸出産業化している。1994年では、インドで作られるソフトウェアの58%が輸出されており、しかもその輸出額は90年以後非常な勢いで増加している。輸出の内訳では、58%がTIやIBMなどのアメリカ向けのオフショア生産であり、製品は通信ネットワークを通じて送信されると言う。ソフト開発労働は精神的労働であるから、固定資本的設備を必要とせず、しかもソフトウェア製品は、オン-オフというデジタル信号としての性格を有しているので、通信ネットワークを利用すれば、製造には場所的制限があまりない。したがってソフト製造に関しては、科学技術労働の集積が条件となるが、それさえ満たせば需要国である先進国に立地する必要はない。仕様が固定的なシステムならば、科学技術の集積が進み、賃金コストでは先進国の約10分の1ですむようなインドで生産する方が、アメリカや日本で生産するよりコスト面では圧倒的に有利となる。こうしてインドは日米の情報多国籍企業のソフト開発のアウトソーシング戦略を支える、ソフト開発拠点になろうとしている。

2. アジアにおける国際分業構造の成立

—日本・アジア・アメリカの連携

このように、アジア地域はME=情報機器の生産基地として、大きな位置を占めるに至っているが、それは基本的には日本を起点とし、アメリカを終点とする構造の中に位置づけられる。すなわち、日本からの基幹部品の輸出—アジアでの加工・組立—アメリカへの輸出という流れである。こうした流れは、

1990年代においても、さらに大規模になるものの基本的傾向として変化はない²⁾。

しかし90年代の特徴として指摘できるのは、一つはアジア域内貿易が急速に拡大していることであり、もう一つは、アジアでの加工・組立の内容が「高度化」しつつあることである。

まず域内貿易の拡大を、日本の製造業現地法人の調達割合の変化という点から見ると、次のようになる。すなわち、域内調達比率合計では顕著な変化はみられないが、アジア第三国からの調達割合が輸送機械を除いて、大きく増加していること³⁾。(第2表)。通産省調査によれば、最近の円安によっても、現地調達計画の見直しを検討する企業は少なく、引き続いて現地調達比率の拡大を目指すとしている。またアジア第三国からの調達に関しても、「コスト、品質が優れていれば拡大」という方向にある⁴⁾。つまり、アジアに進出している日系企業はコスト削減のために、幅広くアジア域内から調達する最適地調達=グローバルな調達体制をとろうとしているのである。

第2表 アジアにおける日系企業の域内調達の増加(割合)

	域内調達計			日本から の輸入	その他地域 からの輸入
		現地調達	アジア第三国		
製造業	90年	55%	48%	7%	39%
	95年	54%	38%	16%	38%
一般機械	90年	43%	42%	1%	55%
	95年	56%	43%	13%	43%
電気機械	90年	55%	44%	11%	41%
	95年	59%	33%	26%	39%
輸送機械	90年	48%	48%	0%	49%
	95年	49%	48%	1%	49%

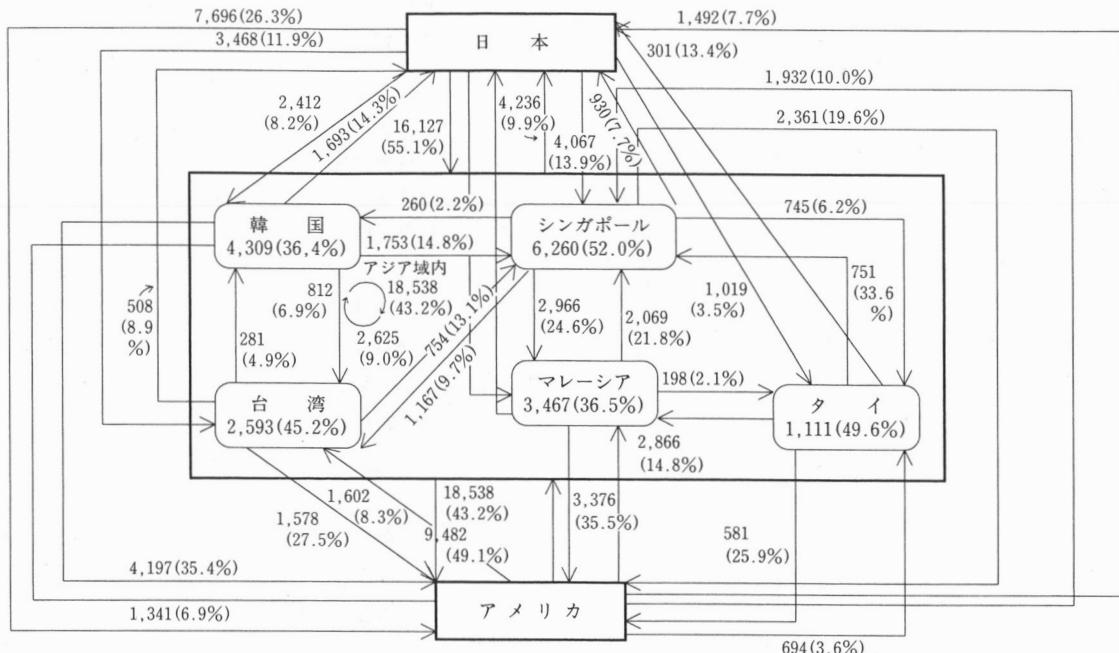
出所：通産省『海外事業活動基本調査』

さらに域内貿易の進展をコンピュータ部品と半導体・陰極管を例にみてみよう(第1図)。アジアは現在コンピュータの一大生産・組み立て基地となっているが、コンピュータ部品では、アジア域内からアメリカへの輸出が37.7%と最も大きく、次いでアジア域内が28.4%となり、アジア地域の比重が高いことがわかる。とくにマレーシアからアメリカへの輸出は34.3%であるのに対し、周辺のシンガポールやタイなどのアジア域内への輸出は46.8%とアメリカへの輸出を上回っている。同様に、タイの場合も、アメリカへの輸出が29.2%であるのに対し、シンガ

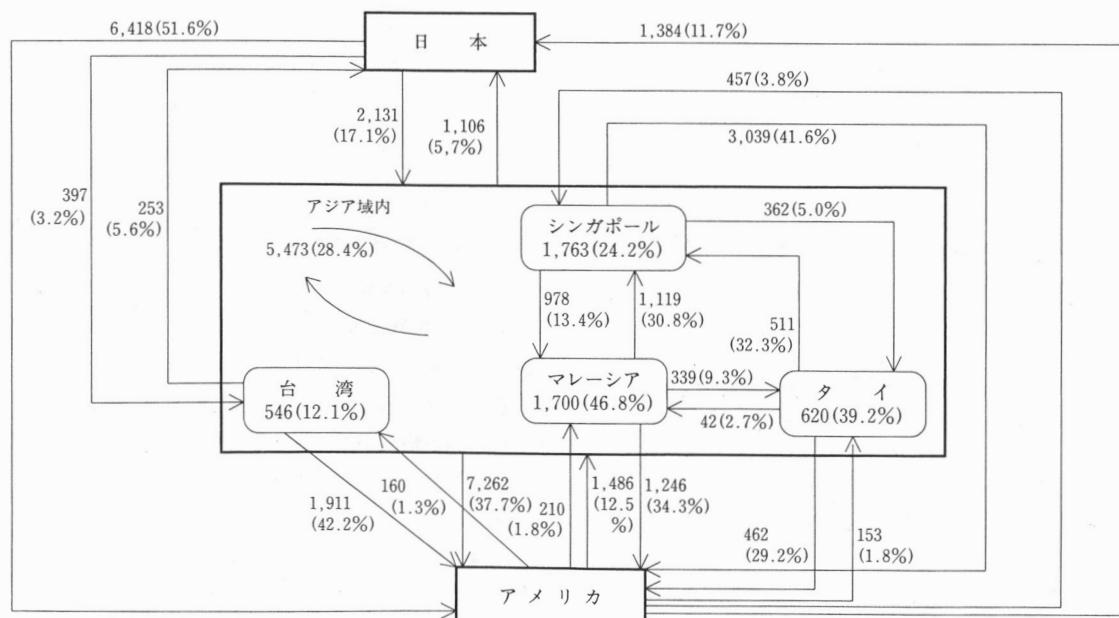
特 集・多国籍企業とアジア

第1図 アジアにおけるME機器貿易(1994年)

半導体・陰極管



コンピュータ部品



注：単位は百万ドル、輸出額で算定、() 内は国別の輸出再構成比、アジア各国内の数字および%はアジア域内取引の数字

出所：U.N. COMMODITY TRADE STATISTICS 1996, 台湾は中華民国財政部関税総局統計室『中華民国进口貿易統計月報』

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

ポールへは32.3%、アジア域内へは39.2%と域内比率の方が高い。これに対して、シンガポールは域内輸出比率は24.2%に対し、アメリカへの輸出比率は41.6%と域内よりもはるかに高い比率を示している。このことから、コンピュータ部品では、マレーシア、タイで製造し、シンガポールを通じて、製品化し、あるいは部品としてアメリカに輸出する、という構造になっていることがわかる。

半導体においても、アジア地域から日本やアメリカへの輸出比率は、それぞれ9.9%、28.2%であるのに対し、アジア域内輸出は43.2%に上っている。90年代に入り急速に輸出競争力を付けた韓国の場合、アメリカへの輸出比率とアジア域内への輸出比率が、それぞれ35.4%と、36.4%とほぼ等しい割合になっている。ここから半導体・陰極管においては、日本やアメリカから輸入するだけでなく、アジア域内で相互調達し、半導体製品そのものとして、あるいはコンピュータや民生用電子機器に組み込んでアメリカに輸出するという構造が形成されていることがわかる。

このような輸出先構成からも、アジア地域では日本からの「半導体・陰極管」などの基幹部品の輸入—アジア各地で基幹部品、その他部品の生産—アジア各地での組み立て—アメリカへの輸出という形で、一定の水平分業構造が形成されていることが了解できるであろう。アジア地域は今や日本からの基幹部品の輸入—単純加工・組立という位置づけから、域内での部品生産—組立という一定の相互連関を持つ生産体制に変わりつつある。

しかし他方では、アジア地域のME=情報産業には産業構造上の大きな脆弱性があるのも事実である。すなわち一般機械・精密機械工業の高度な発展水準を前提とする半導体製造装置工業の自立化、R&D集積—半導体集積回路ICの製造—コンピュータおよび関連産業（ハード・ソフト開発・製造）の成立=産業のME化—ME=情報産業の自立化というような一連のMEを軸とした産業連関構造を想定するならば、アジア地域のME=情報産業は、源流における一般・精密機械工業の欠如=輸入依存の上に、IC製造・コンピュータハード部品製造・コンピュータハード周辺機器製造のそれぞれにおいてモノカルチャ

ー的生産体制（単一製品生産体制）が聳立するという構造となっている。したがってアジア地域のME=情報産業は一国内では物材補填が完結せず、日本およびアジア圏域からの補填を必要条件としている。これがアジア地域での工程間分業を必然化する根拠となっている。

3. アジアの産業「高度化」と日本

以上のような、アジア地域のME=情報産業の生産集積と域内調達の進展を各団が比較優位に基づき、同じ製品のある工程に特化し、部品や製品を相互に輸出し合う工程間分業を軸とした国際分業の形成であるとする見方がある。

こうした国際分業の形成という観点からは、日本からアジアへの生産移転は「空洞化」ではなく、「棲み分け」であるという議論がでてくる。すなわち、高付加価値=日本、低付加価値=アジアという「棲み分け」が成立するというものである。

しかしこの種の議論は、アジアは日本よりも膨大な数の低賃金労働力を背景に付加価値の低い部分を担うのが「比較優位」であるという考えが前提にあるが、当然アジア諸国においても高付加価値部分にシフトしたほうが「比較優位」であるから、いつまでも低付加価値に甘んじていることはできない。アジアにおいても労働集約的産業から資本・技術集約的産業への転換を志向するのは、当然であろう。したがって日本を物材補填の起点とし、アジアでの製造、アメリカへの輸出を終点とするという現在の構造は安定的なものではありえない。アジア地域のME=情報産業はアメリカを終点とするハード生産に特化しているという意味では、“ミニジャパン”的性格を有し、しかもそれがモノカルチャー的生産体制であり、一国内では完結しないがゆえに相互調達的な分業構造を形成せざるを得ないという特質をもっている。それゆえアジア地域では構造的に相互補填=補完関係を必要とするが、それは必ずしも日本からの技術・部品・製造装置の輸出—アジアでの加工・組立—アメリカその他への輸出という補完関係の絶対性を意味しない。なによりも、アジア地域における産業「高度化」と域内調達網の拡大は、問題をはらみながらも、韓国での半導体生産+

特 集・多国籍企業とアジア

アジア各地での部品生産+台湾のコンピュータ製造というように、アジア域内での一貫生産を展望できる段階に達しつつあるからである。高付加価値=日本、低付加価値=アジアとい日本独占資本の身勝手な願望は、アジア自身によって否定されようとしているのである。

おわりに

アジアの産業「高度化」は、日本企業とアジアとのかかわりについて根本的な反省を迫っている。すなわち、今までのアジアの経済構造の中では日本企業抜きの世界を考えられないがゆえに、日本の独占資本はアジアを単にコンピュータハード部品や電子部品の低賃金利用の加工基地と位置づけることなんだ。しかしアジアのME=情報産業が単なる加工・組立から半導体やコンピュータなどのME=情報機器の一貫生産、微細加工を要する機構部品の製造に

「発展」しつつある現在、コスト計算のみで渡り歩き、技術移転や現地化に不熱心な（例えば、現地採用社員を幹部に登用する方策をもっている企業は数少ない）日本企業の活動基盤は狭まりつつあるようと思われる。

(注)

- 1) アメリカの直接投資の展開による東アジアNIESの成立=生産のアジア化に関しては、五木武利「アジアの『世界の工場』化とNISE」(『経済』1988年11月号)を参照。
- 2) この点については、とりあえず涌井秀行『情報革命と生産アジア化』中央経済社、1997年を参照。
- 3) 輸送機械では、アジア第三国からの調達割合がほとんど増加していないが、これは輸送機械における部品点数の多さ(約2万点)からきているものと思われる。数多い部品点数をアジア各地から調達することは、当然ながら輸送コストなどコストの増大をもたらすからである。
- 4) 『97年版通商白書』66~78ページ参照。

(会員・桜美林大学助教授)

読者のひろば

27号「行革」特集の4論文は、それぞれに読みごたえのあるものだったが、国民世論の喚起という点で重要なのは、「市民」的よそおいをまったく行革・規制緩和論（およびその担い手）への批判であると思う。二宮氏が触れている地方分権も、浜川氏が触れている官僚制批判も、ともに「市民」的よそおい

がなければ、今日ほどの隆盛をみなかったはずである。今をときめく「自己決定=自己責任」論は、「市民」的よそおいの政治家のみならず、一部の市民運動家をも巻き込んでしまっている。この潮流を打破することが、真の行政改革の前提ではないだろうか。

(S.K./東京都・会社員)

日本多国籍企業とアジアの女性労働者

川口 和子

はじめに

労基法の女子保護規定(深夜労働の禁止、時間外・休日労働の制限)の廃止をふくむ「男女雇用機会均等法等整備法案」の国会審議を前にした今年4月、アジア女子労働者交流センター(所長・塩沢美代子氏)から衆議院、参議院の各労働委員会委員あてに、女子保護規定廃止はしないでほしいとの要望書¹⁾が送られた。

その趣旨は、「日本企業のアジア進出が相次いでいる今日、そこで働く現地女性労働者は労働法の適用を除外され、無制限の長時間労働や深夜業を課せられている。日本国内での女子保護規定の撤廃は、こうした“アジア版女工哀史”的現状の正当化、促進することになる」というものであった。これは昨年来盛り上がった全労連を中心とする女性労働者たちの女子保護規定廃止反対の闘いに、新たな国際連帯の視野を加え、運動を励ました。

同時にまた、近年のアジア諸国におけるめざましい経済発展と、大企業のアジアへの生産移転をはじめ日本経済の構造変動との密接、多様な相互関係が、女性労働にリアルに体現されていることを改めて示し、今後の日本の労働組合運動にも示唆を与えるのであったと言えよう。

本稿では、こうした視点からアジアの女性労働の現状を、この数年の筆者の見聞を中心に述べたい。

1. 「女性主導型」経済開発と、女性労働者の析出

アジアは広く、それぞれの国が長年に渡る欧米および日本の植民地支配による爪痕をふくめた歴史と

ともに、独自の文化、宗教を持つ。イスラムの教義から今も男女が一緒に働くことに否定的なパキスタンをはじめ、インド、バングラデイシュなど、東南アジアとは異なる歴史、風土をもつ南アジアの国々もある。一方、韓国、台湾、香港など、輸出志向型工業化によって80年代に驚異的な経済発展を遂げ、今やアジア市場では日本、欧米をしのぐ勢いの資本輸出地域となった東アジア新興工業経済群(NIES)、またタイ、インドネシア、フィリピン、マレーシアなど、80年代後半以降それまでの輸入代替型工業化から輸出志向型工業化に転換し、NIESに急迫しつつある東南アジア諸国連合(ASEAN)、そして社会主義のもとで大胆な経済体制改革を試行する中国、ベトナム等々、その経済開発の戦略と形態、発展のテンポも一様ではない。

日本企業の対アジア戦略も、これらの軌跡と係わって80年代以降はNIESからASEANへ、さらに最近は中国へとシェアを拡大しつつ移行し、国際分業のネットワークを形成してきた。

アジアの女性労働者の状況もこれらの多様な要因、とりわけそれぞれの国の経済発展の段階と形態に規定された違いが見られる。しかしアジアの工業化は「輸出主導型であると同時に女性主導型」²⁾と言われるように、経済開発の過程で激増した女性労働者が、各国の工業化、資本蓄積のバックボーンの役割を果してきたことは共通している。

①労働集約的工業化の支柱としての女性労働

アジアの経済開発を先導したのは、豊富な安い労働力に支えられた労働集約的工業化であった。例えば韓国は、1960年代半ば以降輸出志向型工業化戦略により積極的な輸出促進策をすすめたが、とくに伸

特 集・多国籍企業とアジア

表1 韓国の製造業品輸出に関する諸指標（1970年）

		輸出額 (1000ドル)	労働係数 $\ell (L/Y)$	相対賃金 $w (W_i/W)$
1 衣類	232,530	0.35	0.67	
2 雑製品	119,499	0.35	0.80	
3 挽材・合板・家具	96,596	0.32	0.74	
4 紡績糸	50,904	0.18	0.76	
5 織物	46,772	0.31	0.76	
6 電気機械	44,637	0.19	1.03	
7 食品加工	44,634	0.20	1.09	
8 プラスチック製品	18,016	0.28	0.75	
9 金属製品	12,781	0.33	0.91	
10 鉄鋼製品	9,901	0.16	1.36	
11 輸送機械	9,645	0.15	1.41	
12 機械	7,923	0.33	0.94	
13 その他化学製品	7,578	0.13	1.29	
14 非鉄鉱産品	6,651	0.23	1.22	
15 化学肥料	6,333	0.05	1.15	
16 非鉄金属	5,627	0.12	1.13	
全 製 造 業	737,182	0.20	1.00	

資料：Economic Planning Board, *Korea Statistical Yearbook*, Seoul.

出所：渡辺利夫『アジア経済をどう捉えるか』、日本放送協会、1989年

びが大きかったのは衣類や雑貨、合板などの木製品であった。これらの労働集約的業種は、製造業の平均賃金を下回る典型的な低賃金部門（表1）でもあり、その担い手は圧倒的に女性労働者であった。そして日本をはじめ先進国ではこれらの業種が高度成長過程で相対的に優位性を失いつつあったことから、先進国市場の懷に深く入りこんでいった。

またタイは、70年代以降、農水産物の加工、アグロインダストリーの育成、輸出による外貨獲得を工業化の基盤とする戦略をすすめてきたが、世界最大の輸出量を誇るツナ缶詰やブロイラーなど、そのアグリビジネスの支柱もまた、器用で安価な大量の女性労働者の手作業であった。「手から先の労働輸出」を担うその賃金は、南タイのツナ缶詰工場の場合、1日94バーツ（470円—93年時点）⁴⁾、日本の主婦パートの賃金の10分の1以下である。そして日本ではファミリーレストランや「ほかほか弁当」などの外食産業や冷凍食品の発展によって、手間のかかる料理が追放されていった一方で、タイは「日本の台所」とまで言われているこの分野での高い市場占有率をつくり出した。

②農村から都市へ、家族労働から工場労働へ

それぞれの国の工業化の過程に対応し、こうした大量の女性労働者を供給にした源泉は農村である。かつてアジアの多くの国々は、久しく過剰人口を抱え、貧しさを共有しあう農村共同体のもとで農業を営んできた。インドネシアで今も見られるが、稻に宿る精靈を傷つけないためという素朴な信仰に由来する「アニアニ」という小さなナイフで、稻を細かく刈り取っていく、その収穫労働の主力は家父長制の大家族の女性達であった。

しかしおよせる工業化の波は、女性達をこうした家族労働から工場労働へ引き出した。それは、高い人口増加圧力に対抗する農業経営の効率化、米栽培の品種改良による化学肥料や耕作機械の購入などで、これまで以上に現金収入を必要とするに到った、農村の事情とも相まって促進された。その過程は同時に、牧歌的な生活様式の、また相互扶助的な農村共同体の解体であり、自作農から小作農へ、さらに小作権も失いこれまでの農閑期の出稼ぎだけでは暮らせなくなった農業労働者への階層分化とともに、農村に巨大な低賃金労働力の予備軍をつくりだした。

こうして大家族の貧しい生活を支えるために僅かな収入でも稼ごうとする大量の女性たちが、農村から都市へと流動した。

なお一方、農村人口の都市流入にとって急速にふくれあがった都市人口の増加率は、雇用増加率を上回った。住宅、学校、保健衛生設備などの生活関連施設の供給を工業化戦略は後回しにしてきたこともあって、アジア首都圏にはスラム地域と、そこに滞留する新たな貧困層が形づくられてきた。そして、これらの新たな「都市過剰人口」を供給源に、インフォーマル部門と称する露店商、行商、日雇労働者などとともに、輸出向け、国内向け両用の衣服、食品製造などの零細企業、下請け家内工業がスラム地域を中心後に輩出した。

そして工業化戦略のもとで女性労働力を大量に吸引したのは、外国資本導入の基地としてつくられた輸出加工区をはじめとする外資系、合弁企業と、こうした零細企業、家内労働であった。また観光産業の発達に伴い、娯楽施設やナイトクラブ、バーなどの性風俗サービス業に働く女性も増加した。さらに

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

80年代末頃からアジア諸国間の不均等な経済発展による格差が拡大したのに伴い、南アジアやASEAN諸国から日本およびNIES地域への労働力輸出が増加した。とくに家事使用人やサービス産業等での海外出稼ぎの多くも女性であった。

2. 輸出加工区、多国籍企業のもとでの女性労働の実態

アジアの外資導入による輸出志向型経済発展の基地として、大きな役割を果たしてきたのが自由貿易地域、輸出加工区である。1960年代後半から世界銀行や国際通貨基金(IMF)等の後押しで、即ち先進諸国の多国籍企業化とアジアをその「世界工場」の拠点とする国際独占資本の戦略によって、輸出加工区はNIESからASEANへ、さらに中国、ベトナム、南アジアへ広がってきた。それは、最長20年間の法人税の猶予、借地料の軽減、インフラ設備など手厚い受入れ体制を整えて、外国の資本投下、生産拠点を誘致する特別地域であり、それぞれの国内企業は外国企業との共同出資企業以外は操業できない。

輸出加工区へ進出した外資系企業は、電機、電子部品、金属、繊維、食品など製造業を中心であるが、技術開発などの高度な知識集約的工程は本国に、あるいは欧米の進出拠点に置き、組立作業などの労働集約的な工程をアジアに配置している。そして、手先の器用な、しかもきつい労働に耐え得る若年、未婚の安い労働力、資本制大工場が常に渴望する女性労働者のこうした層を、現地で独占的に確保しているのがこの輸出加工区である。

若い女性たちの労働実態は、きびしい管理のもとでの部分的、反復的な単調労働で、しかも労働密度が高く、輸出加工区設置の目的の1つとされている先進国からの技術移転や、熟練の形成とは無縁の“使い捨て”的労働である。それは資本主義の国際分業のなかに組み込まれたアジアの女性労働の特徴を、もっとも集約的にあらわすものと言えよう。

①労働法はタテマエ、労災死亡が続発—タイの輸出加工区

例えばタイ北部ランプーン県にある輸出加工区は、広々とした水田を背景にクリーンな近代的工場が立ち並んでおり、電機、電子部品、衣服、食料品など

の日系企業31社をふくむ外資系62社が操業、1万7000人の現地労働者が働いているが、その70%が若い女性労働者である。とくにエレクトロニクス部門では女性が90%を占めており、高密度の細かなく返しの作業は若いうちしか耐えられないため、勤続年数は短く女性労働者の殆どが20~25才である⁴⁾。

賃金は、この地域の最低賃金の1日118バーツ(約480円)が「標準」とされ、女性にはこれ以下の者もある。従ってこれで1か月働いても政府指標の貧困線の5000バーツにも達しないため、進んで残業や休日出勤をやって稼ぐことになり、実労働時間は1日10~20時間、休日は月2回という実態である。

労働法の規定では、鉱工業は週48時間、休日は週1日、女性の深夜労働は原則として禁止されているが、交代制労働や「必要と認められる業務」は適用を除外される。時間外、休日労働も当局の許可も条件に規制がゆるく、賃金の割増率は高い(時間外は50%、休日は100%)が、むしろそれが低賃金の現状から長時間労働を促進する役割を果たしている。労働安全、衛生や、労災補償についても法や省令で一定の規定はあるが、安全基準はゆるく、政府統計でも労働災害は増加の一途をたどっている。労働法違反件数は事業所の過半数にのぼり、その多くが安全衛生関係である⁵⁾。

最近「デンジャー・ゾーン」⁶⁾として注目を集めた、この輸出加工区で発生した有毒化学物質による中毒とみられる労働者21人の相次ぐ死亡事故(そのうち16人は電機、電子関係の日系企業)、マユリーさんというエレクトロ・セラミック社(日本の北陸セラミック社とタイ資本の合併会社)で働いてきた女性労働者の労災認定訴訟は、こうした輸出加工区の過酷な労働実態が生み出したものにはかならない。また93年にバンコクにある玩具製造業、ケイダー・インダストリアル社(香港、台湾、タイの合併企業。従業員の殆どが女性労働者)で工場火災による大惨事があったが、作業場には警報機、消火器、非常口すらなかった。そのため女性労働者は唯一の出入口に殺到し、押しつぶされ、窒息し、188人が焼死、379人が負傷した。労働者の人権、命までも脅かされている現状を示す端的な事例である⁷⁾。

このように、工業化に伴って労働基準の法定化や

特 集・多国籍企業とアジア

監督、罰則など、法制度は先進国なみに整えられているが実際はタテマエにすぎず、とくに安全基準と最低賃金の規制が、法の規制自体もふくめてきわめて弾力的であることがタイに限らずアジア諸国に共通する特徴であり、とりわけ輸出加工区では外国資本進出の大きなメリットとなっている。

②過酷な労働者管理—インドネシアの外資系企業

ASEANおよび南アジア地域には、90年代以降、日本や欧米資本とともに韓国、台湾、香港などNIES地域からの企業進出がふえている。これらの東アジア系企業では、とりわけ非人間的、暴力的管理がしばしば現地労働者の摩擦をおこし、ストライキに発展する例も少なくない。

例えればインドネシアの輸出加工区では、輸出の期限が迫ると強制的に残業をさせ、30分の食事時間と数分の休憩を除き、24時間連続して働く。仕事でミスをすると殴る。ある韓国系企業では炎天下に両手を頭の後ろで組ませて片足で立たせた。台湾系の縫製工場では仕事中におしゃべりをした労働者の口にガムテープを貼ったり、居眠りをした女性の眉を剃った。等々、かつての日本の『職工事情』が描き出した原生的労働関係を想起される状況が、アジアの女性労働者達の交流集会で報告されている⁸⁾。

東アジア系企業に比べると、日系企業はいくらか「まし」だか、別な意味で管理がきびしいというのが現地労働者の声である。即ち毎朝始業前に「～しよう」とスローガンを唱和させたり、定期的にミーティングを行い、欠勤したり仕事でミスをすると、このミーティングの場で全員を前に理由を言わせるなど、日本的小集団管理や目標管理によって、精神的、真理的に労働者を締めつけている。また「ムダ、ムラ、ムリを無くそう」とのスローガンを掲げ、日本的人事管理の導入に積極的な国内企業（スラバヤのカイジンドー社。日本にチリメンジャコを輸出している）も見られた⁹⁾。

しかし日系企業でも労働法を無視して繁忙的には1日12時間の2交代勤務もザラ（織維工場）、残業手当も残業時間に関係なく1回200ルピア（約10円）しか支払わない（NECとの合併下請企業）ケースもある。古くなった機械を国内から持ち込むので騒音がひどく、耳栓を要求しても聞き入れてくれない（織

維工場）との告発も聞かれた¹⁰⁾。

またインドネシアでは、月に2日の生理休暇が法的に保障されているが、実際は殆ど取れない。取れる工場でも生理休暇を申請すると上司（女性）による身体検査があり、生理用ナプキンまで調べられることから、怒った女性労働者達が、マニキュアで赤く塗った白布を掲げて抗議デモを行ったこともある¹¹⁾。

③非人間的抑圧—スリランカの自由貿易地域

輸出加工区には、遠方の農村出身の女性のための寮を設けているところもあるが、労働者の集団化、組織化を警戒し、また人件費抑制のために、近くの民家に下宿させているケースが多い。輸出加工区の近代的でクリーンな工場に比べ、その労働者の住居の貧しさが、各国共通してきわだっている。

スリランカの自由貿易地域カトナケヤでは、女性労働者は地元の民家の牛小屋や納屋を改造した部屋を借りているが、50～60人が2つのトイレと1つの井戸を共同で使用している。そのため朝は長い列ができ戦場のようである。また排水施設が整わず、住まいの周囲には汚水が濁り、ハエや蚊が多く衛生状態も悪い。その上、工場では、労働者が病気になつてもバナドールやアスピリンを与えるだけで医者の診察も受けられない。仕事中に具合が悪くなり帰宅途中に死亡した女性労働者もあった¹³⁾。

なお、スリランカの自由貿易地域（カトナケヤとビヤガマ）には7万6000人の現地労働者が外資系企業に働いているが、その90%が未婚の女性である。トバ・スポーツ用品会社の以下の労働契約は、NIES、ASEANに比べ後発の南アジアでの、いっそ過酷な女性労働者にたいする人件侵害と抑圧を物語っている¹²⁾。

- ・労働者は25才以下であること。25才をこえて働く場合は会社の特別許可が必要。
- ・2年間は出産を禁止する。
- ・1年間は見習い期間。仕事ができなければ解雇できる。
- ・見習い期間終了後、2年間働くこと。
- ・工場の都合に合わせて、昼夜2交代勤務、予告なしでも夜勤をすること。
- ・いかなる理由でも無断欠勤は辞職とみなす。

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

- ・熟練工と認められない場合は残業手当ては支払われない。
- ・職場での恋愛は禁止。発覚した場合は一方が辞職をすること。
- ・辞職する場合は1か月前に会社に通知するか、1か月分の賃金を支払うこと。罰金として60ルピア支払うこと。

3. インフォーマル・セクターの女性労働の実態

アジアの経済開発は一方で、大都市圏のスラム地域に密集する衣料、食品、機械部品などの零細な下請、家内工場を増加させたことは前に述べたが、とくに繊維産業の縫製部門はこれら下請、家内労働が圧倒的に多く、タイでは、これらの衣服製造業が、輸出金額ではトップを占める外貨の稼ぎがしらである。

そして労働統計が把握しきれない、労働法とも無縁のこの“シャドーワーク”的手も女性労働者であり、輸出加工区とは対照的に中高年女性や、農村の家族に子どもを託して働きに出てきた既婚女性が少なくない。

バンコク市内にもそうした1区画があり、2階建ての長屋4~50軒がせまい路地に軒を並べ、小さいところは2~3人、多くても10人足らずの女性たちが狭い作業場で布地にうずまるようにしてミシンに向かい、Tシャツ、ズボンなどを縫っている。

下請業者の多くは地方出身者で、義務教育を終えて繊維工場に勤め、そこで技能を習得しミシンを購入して独立するケースが多く、女性の業者も多い¹⁴⁾。労働者は雇い主の親戚や同郷人などの縁者が大部分であり、雇い主と共に作業場の2階が住まいである。故郷の家族に預けてきた子どもの写真を壁に貼って働いている女性や、夫婦だけで幼児をそばで遊ばせながら働く姿も見られた。

住み込みなので労働時間は朝8時から夜12時までが普通、賃金は出来高払いである。例えばTシャツは1枚につき業者は25バーツ程度で請負い、労働者に6~9バーツを支払う。元請け企業はこれを100バーツ程度で売り、また大量に輸出している。

元請け企業にとってこの下請け、家内工業は、景

気変動にあわせて発注量の調整や、下請単価の切下げが容易であり、自社の機械整備や労働者の雇用を節減できるなどメリットが大きい。国内企業だけではなく政府の輸出志向型工業化戦略にとっても、国際競争力の有力な支柱として、こうした底無しの長時間労働、低賃金がむしろ意図的に放置され、インフォーマル・セクターは増加し続け、重層的低賃金構造をつくりだしている。

またインフォーマル・セクターの増加は同時に、大、中規模企業の縫製部門の外部化、下請化に連動している。フィリピンのマニラ周辺で最近増加している労働者のストライキは、こうした下請化による工場の統合、閉鎖、直雇労働者の解雇によるものが多い。

4. 南アジア、ASEAN諸国からの出稼ぎ労働

外貨を稼ぎ出しているもう1つの女性労働の形態として軽視できないのが、海外への出稼ぎである。

貧困と失業率の高い南アジアやASEAN諸国は、経済開発に貢献するものとして労働力輸出を積極的に奨励する政策をとり、一方、日本および東アジア地域は、賃金の高騰からこれらの低廉な外地労働力の導入をすすめている。こうしたアジア圏内の労働力移動が女性労働にとっても今日的問題の一つとなっている。

出稼ぎ労働者の80%は25才から44才、既婚者で子どもや被扶養者を母国に残して働きに出る女性も少なくない。送金して家計を助け、また稼いで家電製品や衣類、宝石などを持つて帰るというが、彼らの描く魅力的なイメージであり、失業者だけでなく、より高い賃金、本人や家族の生活工場を求めて国を出る¹⁵⁾。

しかし出稼ぎ先での雇用は、建設業など「三K」労働や「不法就労」であったり、とくに女性の場合には製造業よりもむしろレストラン、小売店などサービス業が多く、ダンサーラやキャバレーなど性風俗産業に流れるケースも少なくない。

香港では、他国からの出稼ぎ労働者の85%が家庭使用人、その殆どは女性である。雇い主の90%が子どものいる家庭であり、子どもの世話と家事が仕事で、英語を通用することからフィリピン人の需要が

特 集・多国籍企業とアジア

多く、個別にはフィリピンが90%を占める¹⁶⁾。家事使用人は、雇い主と同居するためその言いなりになりがちで、労働時間は長く、プライバシーは失われ、約3分の1は個室もなく、子ども部屋や台所で眠る。

家事使用人に外国人女性労働者の需要が高いのは香港、シンガポールなどの特徴であり、これらの地域の生活風習とともに、高度な専門職に就くキャリア女性をはじめ女性の社会進出がすすんだことが関連している。即ち女性の経済的自立と厳しい労働を支える補完として、その一方で劣悪な賃金、労働条件で働く出稼ぎ女性労働をつくり出すという構図が、同じアジアの中で出現していることも注目される¹⁷⁾。

また、アジア諸国からの出稼ぎ女性にたいする人身売買、売春の強要などもあり、日本でも暴行と強姦を受けたタイ女性の殺人事件（94年、桑名）も発生している。

5. 東アジア（NIES）地域の失業と不安定雇用化

アジア諸国間の経済発展の格差は、後発地域からのかうした深刻さを内包する労働力移動をつくり出す一方で、その受け入れ国であり、今や世界経済のセンターとなった東アジア（NIES）地域の女性労働者にも、国内企業の多国籍企業化、海外移転等によるリストラ、失業の増加、不安定雇用化など新たな問題が90年代に入り顕著になりつつある。

香港では、中国本土や東南アジア、南アジア諸国への企業移転が進んだところから、真先にその影響を被ったのは女性であった。工場閉鎖などによって製造業の女性雇用者は、81年の52万人から95年には17万人に激減した¹⁸⁾。

工業部門からはじき出された女性たちの求職先は、これまでの熟練、半熟練技能を生かせるところは殆ど無く、サービス業や商業部門であるが、それも①年齢、②性別、③学歴という障壁を越えられる女性は少なくない。辛うじて再就職できた女性も、多くはパート、臨時、下請けなど非正規雇用が多く、その賃金、労働条件は劣悪である（表2）。

韓国でも同様で、とくに女性の比率が高い縫製、電子部門で女性労働者の減少が目立っている。（表3、4）。就職情報の不足、技能習得機会の不足、社

表2 非正規雇用労働者の労働条件（香港）

a. 労働時間	人数	%	
週18時間以上		65	
週18時間以下		21	
合 計		86	
b. 仕事の種類	人数	%	
ファーストフード／レストラン		21	
事務所のセッティング		18	
家事労働／子守		16	
販 売	13	15	
工 場	18	20.5	
合 計	86	100	
c. 平均賃金			
正規雇用	1ヶ月あたり U.S.\$800	1日あたり U.S.\$23	1時間あたり U.S.\$3.0
パートタイム	U.S.\$320	U.S.\$16	U.S.\$2.5

資料「香港、女性労働者の権利のための連合」による調査、1997年4月

表3 縫製産業における生産労働者数の推移（韓国）

1987-92

総工場数	生産労働者 総数	男子生産 労働者数 (人)	女子生産 労働者数 (人)	女子の 割合 (%)	
				1987	1988
1987	5111	238973	50760	188213	79
1989	6497	225286	50689	174597	78
1990	6561	197355	45839	151516	77
1991	6507	167076	39063	128013	77
1992	6573	162913	38389	124524	76
%増減	+28.6	-31.8	-24.4	-33.8	
'87-'92					

出所：Economic Planning Board, Survey of Mining and Manufacturing Industries, yearly reports.

表4 電子産業における生産労働者数の推移（韓国）

1987-92

総工場数	生産労働者 総数	男子生産 労働者数 (人)	女子生産 労働者数 (人)	女子の 割合 (%)	
				1987	1988
1987	4067	354088	132998	221090	62
1989	5544	327827	128403	199424	61
1990	5993	317985	125868	192117	60
1991	5955	274869	116609	158260	58
1992	6079	257963	114970	142993	55
%増減	+49.5	-27.1	-13.6	-35.3	
'87-'92					

出所：Economic Planning Board, Survey of Mining and Manufacturing Industries, yearly reports.

労働総研クオータリーNo28 (97年秋季号)

会保障制度の貧しさに加えて、96年12月に国会で抜き打ち的に採択された労働関係法の改定で、「緊迫した経営上の必要がある場合」には解雇の正当性が認められたことから、女性の失業、不安定雇用化は今後さらに促進されると、女性労働者達は危機感を募らせている¹⁹⁾。

おわりに

以上のようにアジアの女性労働者の現状は、アジア諸国の中でもっとも経済開発が、それぞれの国民、労働者の生活向上に結びつく自主的な経済発展とは言い難いものであることを物語っている。それは60年代の高度成長、経済大国の過程で、職業病や母性破壊、主婦のパート化等を伴につつ激増してきた日本の女性労働者の姿を思い起こさせる。

しかしアジア諸国の場合には、旧植民地の長らく歪められてきた経済構造に加えて、独裁的政治体制、今なお広範な農村の家父長制、そして外資系企業による支配という「三重の支配」²⁰⁾と抑圧から、女性労働者の状況はいっそう過酷である。しかしそれゆえに彼女達が「女工哀史」的な労働と生活に甘んじているというイメージを描くことは間違い²¹⁾である。

前述したようにアジア諸国の労働法は、労働基準については先進国に劣らない水準を整えているが、労働三権をはじめ集団的労使関係については制限が厳しいことが共通した特徴である。実際にも政府公認の「御用組合」以外の労働組合の組織化と運動は厳しく制限され、ストライキには警官や軍隊が出動し、労働者が殺されるケースも珍しくない²²⁾。それにもかかわらず、女性をふくめて労働者の抵抗とストライキはあとを絶たず、昨年末、労働関係法改定にたいする韓国の史上最大規模のゼネストに象徴されるように、それはますます激しさを増して広がっているのが現状である。そしてそれは、80年代の労働戦線再編によって、例えばスライキ件数も急速に低下した日本の状況とは対照的である。

日本の女性労働者、労働組合が、今、内外独占資本の国際化戦略に立ち向かい、急速に階級的成长を遂げつつあるアジアの女性労働者、労働者階級と、どう連帯を強めるか、この課題は、長い「停滞のア

ジア」から脱して今や世界経済の活性化の拠点と目されるに至った「新生アジア」のあり方に係わる、大きな、重い課題である。

(注)

- 1) アジア女子労働者交流センター機関紙「アジアの仲間」第67号(97年4月)
- 2) 久場嬉子「世界経済における女性」森田桐郎編著『世界経済論』(96年、ミネルヴァ書房) 283ページ。
- 3) 末広昭『タイ、開発と民主主義』岩波新書、93年。157ページ。
- 4) 拙稿「日本企業進出下のタイ、女性労働事情」『労働運動』95年12月号。
- 5) 吉田美喜夫「タイの労働関係と労働法の特徴」『季刊労働法』95年冬号。
- 6) タイの英字新聞「The Nation」、「The Sunday Post」94年2月27日。
- 7) アジア女子労働者交流センター「アジアの仲間」第45号(93年6月)。
- 8) アジア女子労働者交流センター「アジアの仲間」第48号(93年12月)。
- 9) 96年8月、インドネシアでの聞き取り調査による。
- 10) 同上
- 11) 同上
- 12) アジア女子労働者交流センター「アジアの仲間」第55号(95年2月)
- 13) 同上
- 14) Justice and Peace Commission of Thailand『Informal Sector』(94年)
- 15) アジア女子労働者交流センター「アジアの仲間」第57号(95年7月)
- 16) アジア女子労働者交流センター「アジアの仲間」第60号(95年12月)
- 17) 同上
藤井光男「東南アジア地域の国際分業と労働力の女性化」
藤井光男編著『東アジアの国際分業と女子労働』ミネルヴァ書房、97年。56ページ。
- 18) 香港「女性労働者の権利のための連合」の調査(97年4月)。
- 19) 97年5月、アジア女子労働者交流センターのシンポジウム資料。
- 20) CAW(アジア女子労働者委員会)による規定。広木道子「アジアの女性労働者—その組織と課題」『労働総研クオータリー』92年秋季号。
- 21) 大木一訓『産業空洞化にどう立ち向かうか』新日本出版社、96年12月。94ページ。
- 22) アジア女子労働者交流センター「学習パンフ」第6号(90年11月)。

(理事・中央大学講師)

国際・国内動向

転機を迎えたカナダの労働運動

小林 由知

カナダは世界2番目の広大な国土を持ち、天然資源に恵まれた高度に発達した資本主義国だが、米国の強い影響下にある。人口3,000万人のうち就業人口は1,350万人で、400万人が労組に組織されている。失業者は150万前後と高水準にある。最大のナショナルセンターは240万人を結集するカナダ労働会議(CLC)で、独立労組もある。ケベック州にはフランス系25万人の全労働組合会議(CSN)(英語表記CNTU)がある。

北米自由貿易協定(NAFTA)の下で、財界や連邦・州政府は市場原理の導入と規制撤廃、「行政改革」と予算削減、労働法制・社会保障制度の改悪を進めている。一方、労働運動は自由貿易協定反対・監視闘争の中で力量を強め、国民各層との共同闘争を発展させていている。これらは21世紀を展望した変革のエネルギーを蓄積しているように見える。

財界主導の自由貿易協定

カナダと米国との間には1854年の互恵通商協定以来、数多くの貿易協定が模索されたが、カナダ国民はこの種の協定を国家主権の侵害とみて反対、全面的、包括的協定は結びえなかった。1911年自由貿易協定では、米側批准に対し、カナダ国民が推進者の自由党政権を総選挙で敗北させ、その発効を阻んだ経過がある。

今回の加米貿易協定(FAT)は、国家問題経済協議会(BCNI)が推進した。この団体はカナダ財界の大企業150社の社長からなり、多くが米国資本だ。ケベック独立を求めるケベック財界も同協定を支持した。財界の狙いはカナダ経済と米国市場との規制なき完全な一体化にある。85年、親米右派のマルルニ進歩保守党政権がレーガン米政権にFAT交渉開

始を確認、89年1月1日に発効させた。90年にブッシュ米大統領が米州経済構想を発表したことから、FATはメキシコを加えたNAFTAとして94年1月1日に発効した。

労働者・国民への挑戦

今回の協定は、市場原理の導入、規制の撤廃、サービスの自由化を行うもので、カナダ独特の社会制度や労働者の基本権と根本的に対立する。独特的社会制度とは、広大な国土の未開発地域に対する連邦政府の財政援助と所得再配分による社会保障で地域・所得格差の解消をはかり、カナダ全体の統合性を確保するものだ。労働基本権とは、①労資の合同労働安全衛生委員会への労働者の参加権②教育・訓練プログラムに関する同委員会の協議義務と、これにもとづく労災防止に関する教育・訓練を受ける労働者の知る権利③労災のおそれがある作業を拒否する労働者の権利、である。この労災被害の可能性を抱える作業の拒否権行使は、リーン生産現場での労働者の反復性過労障害を自ら防止する労働者の有力な闘争の武器となっている。

NAFTAについて、カナダ自動車労組(CAW)は、「資本を提供するアメリカ、天然資源を供給するカナダ、労働力を提供するメキシコという、大陸規模の分業はカナダの生活様式に対する脅威と見なされる」「カナダの社会的基準、法律と慣行(医療保障、統規制など)がカナダを下回るアメリカ基準に右へならえ式に引き下げられる懸念がある。協定適用分野の平準化は事実上、底辺を目標とする競争となる」とした。

1996年11月ニューヨークで開かれた米国公衆衛生協会(APHA)のNAFTAに関するパネルディスカ

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

ッションでウォーカーCAW代表は、1852年8月25日付「ニューヨークティリートリビューン」紙掲載のマルクスの論評「チャーチスト」を引用、自由貿易について、「自由な競争が生活のあらゆる局面で至高の法則となり…国内の公益を死に至らしめる」と紹介した。

多岐にわたった運動のインパクト

1985年以来の貿易協定反対運動の高まりは、CWAの誕生がきっかけとなった。カナダでは戦前から、米国の労組がカナダ人労働者をカナダセクションとして組織した例が多い。このことから、CLCと米労働総同盟産業別組合会議(AFL-CIO)の二重加盟労組も見られる。近年、賃金交渉、スト権、幹部の任命でカナダ側の完全な権利の要求、すなわちカナダ化要求が強まった。先頭を切ったのは全米自動車労組(UAW)カナダセクションで、85年にカナダ自動車労組(CAW)が生まれた。CAWはいまや航空宇宙、輸送(鉄道を含む)、機器の各分野にも進出、18万人の組合員を擁している。CAWの影響力は他の労組のカナダ化を促しただけでなく、CLC内のCAWの威信を高め、FAT、NAFTA反対闘争で指導的役割を果たすようになった。92年9月、多国籍企業である自動車メーカー(GMとスズキの合弁会社)に対し北米初の賃上げを求め、5週間ストを闘うなどの力を発揮、日本が持ち込んだリーン生産システムに抵抗を強めた。

自由貿易反対闘争はCLCやケベック州のCSNの傘下労組が主力になっただけでなく、農業、学生、失業・貧困者、女性、環境、人権、知識人、教会などの諸団体や草の根の結集を促した。この大規模な国民的運動は「アクション・カナダ・ネットワーク」が調整に当たり、今日では「社会正義運動」と呼ばれるようになった。

この運動の中で、NAFTA反対に党利党略を優先させた新民主党(社会民主主義政党)に対して、労組は厳しい態度をとる。つまり、88年11月の連邦選挙はFATの賛否を問う国民投票でもあり、自由党や新民主党が進歩保守党政権のFAT推進を利敵行為と非難していた。ところが選挙終盤で、新民主党が政権党に同調し、自由党攻撃に転じた。投票の結果、

FAT反対派が52%に達したが、進歩保守党が辛勝した。新民主党が結果的にFATの発効を許した。この経過から、89年3月、選挙総括でCAWなどCLCの有力労組がFAT反対継続の国民的課題を重視し、連邦段階での新民主党に対する事実上の不支持を決めた。

93年10月の連邦選挙もNAFTAをめぐる国民投票だった。反対派は勝利しただけでなく、政権党の進歩保守党を前回の169議席からわずか2議席に激減させ、第2次大戦後の連邦二大政党制を崩壊させた。同時に新民主党も労組の支持を失い、44議席から9議席に転落した。ところが政権についた自由党政府は国民の要求を裏切り、NAFTAを発効させた。この自由党政権についても、97年6月の連邦総選挙で、労組と国民は痛撃を与えた。301議席中、自由党は154議席しかえられず、かろうじて過半を確保しただけだった。世紀末に向け政局の不安定性が深まった。

公共セクターの労組の戦闘的役割

「社会正義運動」の発展を支えたのは公共セクター労働者のストライキ闘争である。カナダで結社の自由が憲法で明記されたのは1982年憲法が最初だったが、近年、連邦・州政府の勝手なスト禁止、労働組合権抑制の立法が目立つ。95年12月末現在、ILO条約176本のうち、批准済みは結社の自由・団結権保護条約(87号)など28本だけであり、団結権・団体交渉権条約(98号)、農村の結社の自由権条約(141号)、労働関係・公共サービス条約(151号)など148本が批准されていない。この条件下で、CLC傘下の公務員労組は社会保障・医療保障予算、教育・研究予算、保育を含む公共サービス予算の削減に反対し、その水準の引き上げと労働条件の改善を含めた権利闘争を展開している。

この闘争に先鞭をつけたのはケベック州での権利闘争だ。86年11月に全国労働組合会議(CSN)とケベック看護労働組合連合(FQPUN)の看護労働者が24時間ストを行った直後に、州政府と連邦政府が「医療・社会サービス分野の基本的サービスの維持に関する法律」(厳しい制裁を含むスト禁止法)を導入した。労組は直ちにケベック控訴裁判所とILO結社の自由委員会に提訴、以後同法の撤回闘争に入った。労組は、88年に次いで89年6~9月にも波状ストを

国際・国内動向――

決行、ケベック中央教員労組(CEQ)、医療専門労働者協会(CPS)もこれに参加した。ILOは91年11月に政府に対し関係労組の権利回復を勧告、労組は4年ぶりに勝利にこぎ着けた。

CIC傘下のカナダ公務員連合(PSAC)は91年に同労組としては初めてのストを行い、連邦議会の緊急立法による禁止令で弾圧された。93年には穀物取扱労組がストを決行し、職場復帰法(スト禁止法)で弾圧された。

労働条件の改善要求だけでなく、社会的問題の改善策、予算編成の対案、制度要求を掲げる公務員労組の闘争は戦闘的民主主義的ユニオニズムと呼ばれるようになった。

新しい方向への模索

自由党政府は、前政権から引き継いだ財政赤字問題に対し、公務員の削減と給与の凍結、社会保障制度の全面見直しを決めた。同時に、97年までに財政赤字をGNPの3%にまで縮小し、増税、補助金削減・廃止・民営化(カナダ国鉄、カナダ石油、航空貨物など)を実施すると公表した。これらはNAFTAで加重された対米従属の下で、授業料など公共料金の値上げを含む緊縮・耐乏政策による国民への重大な挑戦となつた。労組は国民とともに構造的悪政と闘う以外に選択肢はないとの結論を出した。

この関連で労組は政権党や財界にすり寄る新民主党との関係にメスを入れた。94年夏、CAWは労働運動と新民主党の関係で歴史的見直しを決定した。つまり、60年代後半から70年代前半の数年間に、新民主党員や労組活動家の中に急速に広がった「カナダ独立社会主義運動」(マッフル・マニフェスト運動ともいう)を再評価したことである。同運動は非スターリン主義的な社会主義者によるもので、米帝国主義、米軍国主義に反対し、ケベック民族主義を承認したうえで、英語系市民とフランス語系市民の同盟を結び、米国からの経済的、政治的、軍事的、文化的独立を追求するとした。当時、新民主党指導部、USWAやUAWのカナダセクション指導部は72年6月の新民主党オンタリオ州評議会でマッフルグループの解体を決定した経過がある。この決定が今回の見直しの対象となった。これは労働運動および「社

会正義運動」の中での新しい左翼の結集と関係がある。

CLCのホワイト会長はかつてUAWカナダセクションの責任者で、CAW初代会長に就任した人物である。同会長とハーグローブCAW現会長は、最近、「実効的ユニオニズムを新しい社会的政治的ユニオニズムと結びつける」新方針を提唱している。

州政府の反労働者政策との闘争も注目される。カナダの金融、産業の中心地、オンタリオ州で93年に新民主党州政府が生まれたが、発足と同時に公務員賃金の引き下げを実施し、労組は激しい抗議行動を展開した。同州政府は94年末に次期州選挙をにらんで、財界と州政府とのパートナーシップによる資本主義の「民主的連帯モデル」を発表したことから、完全に労組の支持を失った。こうして新民主党は95年6月の州選挙では「右翼革命」を掲げた進歩保守党に完敗しただけでなく、97年6月の連邦総選挙ではオンタリオ州での議席確保には完全に失敗、他州で21議席を獲得しただけで、全国的にも70年代の実勢の回復にとどまつた。ただし、鉄鋼、公共、建築、病院、食糧などの労組出身の新民主党候補が当選し、左派結集の核となつた。

連邦・州政府の緊縮耐乏政策に対する労組の闘争や「社会正義運動」が強まっている。議会の勢力関係を乗り越えて進む変革運動のエネルギーが蓄積されている。特にオンタリオ州での統一行動は目を見張るものがあり、95年12月の各都市の一連の1日ゼネスト、96年2月24日のハミルトン大集会(史上最大の12万人デモ)、同年2月26日~3月29日のオンタリオ州公務員労組(OPSEU)による史上初の全面スト、同年10月25日のトロント・ゼネストと翌26日のトロント30万人大集会などである。これらは米国の労働運動にも有形無形の影響を与え、97年4月の「レイバーノーツ」全国会議(米国の左翼活動家の2年に1回の会議)は、オンタリオ州での闘争を取り上げ、「労組は一連の一日ストで耐乏政策やNAFTAの影響と闘っている」と高く評価したことが注目される。

(会員・ジャーナリスト)

医療営利化との闘い、各国共通の課題

—「医療の公共性と医療労働者」国際シンポジウムが示したもの—

桂木 誠志

日本医労連（日本医療労働組合連合会、江尻尚子委員長、17万5000人）は、3月4日から6日まで、東京で「医療の公共性と医療労働者」をテーマに国際シンポジウムを開催した。このシンポジウムには、フランス(CGT保健社会行動労連)、ポルトガル(ポルトガル看護婦労働組合)、アメリカ(AFL-CIO全国保健福祉労働組合)、カナダ(カナダ全国看護婦労働組合連合)、ロシア(ロシア連邦医療労働組合)、インド(世界労連公務インター・インド州政府労働組合)の医療労働組合、国際組織の海外代表と、日本医労連の組合員、医療・行政関係者、研究者など184人が参加し、オーストラリアの看護婦団体(オーストラリア看護連合・ニューサウスウェールズ州支部)も文書発言の形で加わった。

今回の国際シンポジウムは、1991年3月に開催した「看護婦の地位と役割に関する」国際シンポジウムに続いて、日本医労連が主催する国際会議としては2回目である。シンポジウムでは、各國における医療費削減や保健・医療業務の民営化・規制緩和などの実態が詳しく報告され、それらが患者・国民の健康や医療労働者の生活に与えている深刻な影響が明らかにされた。同時に、国民の医療を守るために、医療労働組合が広範な国民諸階層と共同してたたかうことの重要性が確認され、今後の運動に貴重な教訓と課題を与えるものとなった。

「医療の公共性」めぐり活発に討論

シンポジウムでは、江尻尚子日本医労連委員長が主催者を代表して挨拶を行い、「今日の医療・社会保障をめぐる状況は、世界の労働者が闘いとってきた権利を奪い、民営化を進め、営利追求の場とする攻撃が共通している」と述べ、「これに反対して闘って

いる労働組合が、そのとりくみを交流し、連帯を広げてほしい」と期待を表明した。この後、各國代表による「医療の公共性と医療労働者」を共通テーマにした報告が行われ、それに続き、3つの討論の柱(「保健医療・看護業務の再編と民営化の動向」「改革が保健医療労働者・国民に与える影響」「保健医療労働者のたたかいと国際連帯活動について」)に従って、参加者が自由に意見を交換する形で進められた。

以下に、各國の医療・保健をめぐる動きについて、各代表の報告を中心に紹介したい。

「ジュベ計画」の撤回求めストやデモ

フランス労働総同盟(CGT) 保健社会行動労連
ルイ・ペルナル・ゲラ通信担当全国書記

資本家の作ろうとしているヨーロッパは、私たちが考えている平和、連帯、協力、人々のためのヨーロッパではない。金が支配し、資本家の利益に奉仕する体制が支配するヨーロッパである。

1995年以降、行政命令による「ジュベ計画」がすすめられ、公共サービスが改悪されている。これは、第1に、社会保障を国民全体へのさらなる課税によって維持する制度へと導くものとなっている。失業、生活不安、低賃金の拡大、公務員賃金の凍結などで、社会保障費は減り続ける一方、医療費は増大し、家族と病人の負担は大きくなっている。他方、予防、エイズ、C型肝炎など必要な医療は保険の対象からはずされ、結核のような過去の病気の再流行がおきている。

第2に、これは公立病院の民営化につながる病院改革と社会保障制度改革をめざすものとなっている。1997年度の国立病院予算は、過去50年で初めてマイナスに転じ、しかも地域的格差を拡大させるものとなった。この行政命令によって、5年間で内科、外

国際・国内動向

科、産婦人科など 6 万病床が削減され、医師 1 万 2500 人を含む 12 万から 13 万人の医療労働者の人減らしがすすめられ、最終的には医療部門全体で 25 万人が削減されることになる。

これらは、平等な国民医療という既得権を侵害するものである。小規模医療機関、産科、外科、内科などの病棟閉鎖が予定され、営利的民間病院に公共サービスを提供するようになる。第 1 の行政命令により、公立病院のなかに、民間クリニックの開設が認められ、40%まで病床が委ねられ、救急治療、検査、高度医療、輸血、病室などは民間部門に吸収される。入院に代わって 1 日、1 週間、夜間だけの入院など超短期の治療や、ボランティア頼りの民間団体による在宅ケアなど、医療を福祉に摩り替えるという特徴をもっている。第 2 の命令によって、病床占有率が 60%以下の病棟の強制的閉鎖をねらっている。第 3 の命令で、公立と民間の医療機関を民間の法人組織に強制的に統合し、医療に収益競争を導入しようとする。

これに対し、国民や労働者は「ジュベ計画」の撤回を求めてている。病院予算が発表され、精神科看護婦免許の廃止が打ち出された今年 1 月以降、医師をふくめて団結した広範なたたかいが拡大し、大衆的な集会、ストライキ、住民の抗議運動へと発展している。労働者の団結は一つの国に限定することはできない。保健労働者は、国際的な現状を理解する必要に迫られており、共通の利益のための対話と、各国との相互理解の発展を必要としている。CGT 保健社会行動労連は、社会の後退に直面し、世界の保健労働者の責任は重大であると考え、すべての人々に、良質の治療と看護を保障するたたかいをすすめる。

ヨーロッパ統合で公共医療は後退

ポルトガル看護婦労働組合

マリア・オーガスタ・デソーサ会長

1974年に誕生した民主政権によって、共和国憲法に全ての国民に無料で全体的な医療を提供する国民医療制度が盛り込まれた。しかし、法律はできたものの、この法律が完全に実施されたわけではない。憲法制定に続く数年間におきた政権の変化によって、さまざまな圧力団体が法律の実施を妨げている。

段階的な新自由主義的経済政策の導入、社会的既

得権を守ることに対する国の責任回避、国内の企業や多国籍企業の利益追求、1999年のヨーロッパ通貨統合にむけたマーストリヒト条約の基準達成への努力、新たな法律制定などにより、公共医療は次第に後退しその再編・改革がすすめられている。

私たちが無料の医療を守ろうとするのは、国民の納める税金を資金とする国の予算で、主要な医療費を賄うのは当然のことであると考えるからである。しかし、現在のポルトガルの税制や財政は、資金の分配をごまかし、さらに国民への負担を増やすなければ成り立たないと言う前提にもとづく宣伝によつて、改悪されつつある。

1993年、ヨーロッパ連合総局が発表したEU諸国の医療制度に関する報告によると、ポルトガルの病床数は 1000 人当たり 4.6 床で下から 2 番目、オランダやルクセンブルクの 3 分の 1 でしかない。国民 1 人当たりの医療費は 384 エキュで、一つ上位のスペインの半分でしかない。ポルトガルはスイスやオーストリアとともに、医療費の国庫負担率が 70% 以下、スウェーデン、ノルウェー、ルクセンブルクは、90% 以上となっている。

この事からも分かるように、国は社会保障の負担を国民に転化し、新自由主義的な政策を進めている。医療は、社会的財産ではなく、消費物のように見なされ、市場原理が適用されている。公共医療機関を民間経営に任せた方が、人間的で、利用しやすく、質の高い医療が提供できると私たちを信じこませ、民間機関に公共医療を委ねる動きが強まっている。

私たちは、ポルトガル労働総同盟の統一した組合運動のもとに、国の責任で公共医療機関による医療提供を要求して闘い続けている。大部分が公務員である医療労働者は、政府が雇用契約を改悪し、医療費削減の主要な手段として、人員削減を可能とする経営モデルを導入しようとしていることを承知している。このような政府の攻撃に、私たちは行動によって反撃しなければならない。

ポルトガル看護婦労組は、「良い労働条件の生活改善」「住民・国民の医療と健康の改善」「看護婦の社会的地位の向上」の 3 つの目標をもち、週 35 時間労働の獲得、技術系労働者と同レベルの賃金など一定の改善をかちとっている。これからも、「自らの要求

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

実現と全労働者の要求実現は一体のもの」としてストライキ、デモ、宣伝など多様なたたかいをすすめる。

「管理医療」で患者の追い出し

AFL-CIO全国保健福祉労働組合(ローカル1199)

デニス・リベラ委員長

アメリカでの保健医療は、非常に高いコスト、制限された医療へのアクセス、そして低下し続ける医療の質という、三角形のパターンにたとえられる。

アメリカの医療産業は、国内で3番目に多い1100万人の労働者が雇用され、1996年には、1兆2000億ドル以上、国内総生産(GDP)の14.5%に相当する費用が費やされた。実際の金額、一人当たり、GDPに占める割合のどの指標から見ても、ほかの国よりもはるかに多くの費用を保健医療に費やしている。2004年には、2兆ドルに達すると言われている。

アメリカと他の国々との、最大の違いは、アメリカにおいては、健康保険に加入していない多くの国民が、医療にアクセスできないことである。推計によると、4100万人のアメリカ国民は継続的に健康保険に加入しておらず、内1000万人が子どもとなっている。さらに、1500万から2000万人が加入している保険は、必要な医療が提供されるものとなっていない。総人口の4分の1以上、6000万人以上のアメリカ国民は、限られた医療サービスしか受けられず、ごく限られた医療へのアクセスしか持っていない。

医療の質の面においても、アメリカは劣っている。一次医療のサービス提供者が不足し、専門家はだぶついている状況にある。そのため、人々は重症になってからはじめて医療を受け、かえって医療コストを増加させることになっている。乳幼児死亡率、産婦死亡率、平均寿命のどれをとっても後退ぎみで、とくに白人に対して人種・民族的少数者は死亡率が2倍になっている。

このようなアメリカでの医療の三角形のパターンは、医療分野での市場勢力の伸びによってもたらされた。ニューヨーク市に住む750万人の住民のうち、100万人が老人のためのメディケア、180万人が貧困者のためのメディケイドに依存している。180万人は、健康保険にも加入していない。残り300万人のうち、25%は「管理医療」(Managed Care)に加入し

ており、加入者は急激に増加している。アメリカにおいては、保健医療の外側の部分に、常に民間市場的なものが存在していた。医薬や医療用品は、常に利益追求型の存在であった。

最近導入されている「管理医療」も、病院のあり方に、「患者を病院から締め出す」「入院日数を減少させる」「一日当たりの入院単価を減少させる」という3つの悪影響を及ぼしている。女性が出産後1日も経たずに退院させられたという、不祥事が起こるのはこのためで、米国議会は、少なくとも出産後48時間は退院させてはならないという内容の法律をつくるはめになった。

AFL-CIO全国保健福祉労組は、ニューヨークで12万人の組合員を擁するアメリカ最大の医療労働者の組合であり、保健医療分野の市場経済化への展開を阻止するため運動をしている。労働組合が、組合員とその家族に提供する利益追求型でない「健康保険プログラム」を、すべてのニューヨーク市民、アメリカ国民に提供し、独自の管理医療プランをつくる活動をめざしたい。

「守る会」組織して医療改悪に対抗

カナダ全国看護婦労働組合連合

デボラ・マックパーソン副委員長

カナダの保健医療は、教育、労使関係などと同じように、州と地方政府の責任となっており、連邦政府と州および地方政府が権限を共有している分野もある。たとえば、看護教育の基準は州レベルで定められているが、看護婦は連邦政府の試験で免許を取得する。

医療は、州政府が担当しているが、資金提供は連邦政府が行い、現金と税のポイントという形で資金を州に配分している。1993年のカナダ保健白書(Health Canada)によれば、医療費全体の72%を公共医療費が占め、28%が民間医療費となっている。総医療費は720億ドルで、国民1人当たり2500ドルとなっている。

カナダのGDP対比総医療費は、10.3%と高くなっているが、公共医療費は6.7%にすぎず、民間医療費の増加に負うところが多い。しかし、連邦政府と州政府の多くは、財政赤字・債務への懸念を煽り、カナダ国民に、国の医療に対する負担削減が不可欠だ

国際・国内動向

と宣伝している。これは、カナダの財界からの要請に応えたもので、革新団体は医療費や社会福祉費が国の財政赤字や債務の原因ではないと主張している。赤字・債務の44%は企業に対する租税優遇措置、50%は債務の利子返済によるものとなっている。

NAFTA(北アメリカ自由貿易協定)による医療・福祉への影響として、製薬など多国籍企業が、医療・社会福祉分野を、民営化の対象となるサービスと見なしていることがある。カナダの保健医療制度が直面している問題では、10%近い高い失業が続くと考えられ、社会福祉の切り下げと国民の所得格差が広がっている。連邦政府の負担削減によって、これまで保険の対象となっていた「医学的に必要な業務」まで給付の対象から外されたり、健康促進・予防措置などの予算が削減されている。医療現場は医師が支配し、地域の保健所や在宅ケアは軽視されている。既存の医療制度では、看護婦の知識や技術が十分活用されない。

人間は呼吸しなければ生きられないように、企業は利潤追求しなければ生きられない。アメリカの影響をうけ、民間会社による医療保険や管理業務・補助業務への参入拡大がすすんでいる。病院の合理化、不安定雇用の増大、無資格・無規制の医療労働者の拡大、病院閉鎖などの事態がおきており、医療の質や看護婦の生活・健康、意欲に深刻な影響を及ぼしている。十分なケアを受けられない不満を職員にぶつける患者や、家族による職員への暴行事件もおき、治療が必要であっても早期退院を強制される患者の家族、特に女性への看護・介護の負担が増している。

カナダ全国看護婦労働組合連合は、1981年に結成され現在まで看護婦の70%を組織化した。いま、カナダの医療を守り発展させるために高齢者、女性、貧困撲滅のための団体や教会とともに、「カナダ医療を守る会」(Canadian Health Coalition)を組織し、積極的に活動している。

医療民営化に大きな懸念

ロシア連邦医療労働組合

ミハイル・M・クズメンコ委員長

医療機関の民営化の将来について、ロシア国民は明確な態度を表明していないが、医療労働者は懸念をもっている。我々が知る限りでは、世界の多くの

国の中間は、医療の民営化の否定的な影響とたたかっている。ロシア連邦医療労働組も、当初から民営化の問題には否定的な態度をとり、不安定な経済と国民の支払い能力の低さという条件のもとで、医療制度の民営化は、制度の破壊と「余剰人員」を口実にした医療労働者の大量解雇、医療機関の利用の制限などにつながると考えてきた。

現在の医療制度は、資金の極端な不足によって危機的状況にあるとはいえ、これからも存続可能なことが証明され、今も機能し続けており、また医療の特殊な性格を考慮せず、他の産業と同じやり方で民営化することはできない。

現在、ロシア連邦の保健医療機関には、169万5000人以上の職員が雇用され、150万以上がロシア連邦保健労働組に組織されている。看護職員の抱える問題は、特殊な特徴があるため、ロシア保健労働組中央委員会のもとに、看護職員権利擁護委員会を設置している。ここでは、ロシアで最も低いレベルにある看護職員の賃金問題を中心課題としている。就業看護婦の平均賃金は、月額で22万ルーブル(約40ドル)、1000床以上の総合病院の総婦長でさえ、70から80ドルの最低賃金しか支給されていない。その低い賃金の支払いできさえ2ヶ月から4ヶ月、場合によっては半年遅れとなつており、医療機関の職員への賃金未払いは、3兆5000億ルーブルにものぼる。

連邦予算に占める医療費の割合は減少の一途をたどり、1994年の医療費はGDPの0.38%であったが、95年には0.21%に減り、96年はさらに減少傾向にある。賃金支払いの遅れ、年金や児童手当の支給停止、労働条件の悪化、衛生・予防措置を行うための資金不足などに抗議して、1996年4月から5月、10月から11月にかけて、集会、デモ、ピケ、ストライキなどがロシア全土で行われ、現在ハンガーストも続いている。労組の行動によって、連邦所管の医療機関にたいして、未払い賃金の一部が支払われ、医療予算の一定の増額を行わせた。

国は健康保険の対象となっている医療を含め、国民への医療提供を保障する全責任を負わねばならない。何よりも、民営化の問題を懸念する最大の理由は、医療労働者を社会的、経済的に擁護することである。

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

教育・医療は人間の発展に不可欠

世界労連公務インター・インド州政府労働組合

スコマル・セン公務インター書記長

教育と保健医療は、人間の発展を支える2本柱である。しかし、世界銀行の命ずる経済機構改革のなかで、発達した国でも、発展途上国でも、市場経済諸国の公共医療費は大幅に削減され、環境の悪化とあいまって人々の健康状態を悪化させている。

医療の段階的な民営化と医療費の大幅削減は、あらゆる市場経済の国で国民医療制度の縮小につながっている。イギリスのNHS(国民保健制度)は、サッチャー政権以来、国民と看護婦、労働者を犠牲にする大幅な改革が行われた。アメリカでは、過去に経験したことのない流行性の疾病が急激に広まり、予防接種率の低下によって、はしかの流行などが報告されている。

市場経済の再建に続いて行われた医療業務の民営化によって、旧社会主義諸国の保健医療は最も大きな打撃をうけた。ロシアでは、政府・経済の急激な変化、市場経済への移行によって死亡率が高まり、1990年から1994年までの間に、男子の平均寿命は6年も短くなり64歳から58歳に低下、女子の平均寿命も3年短くなつて74歳から71歳になった。中央ヨーロッパと旧ソ連では、ジフテリアが再び増加している。これらは、すべて政治・経済の急激な変化に起因している。

多くの第三世界諸国では、医療に割り当てられる国家予算が少ないなかで、世界銀行と国際通貨基金の押し付けた経済構造改革によって、医療業務が民営化されつつあり、状況はかなり悪化している。インドでは、病院の外来で患者の長い行列ができるのは日常茶飯事だ。政府の医療政策は、「医療分野への民間企業進出の奨励」「国立医療機関での患者負担増」「農村部での医療基盤の非政府組織への移譲」という3つの方向であり、国民全員に無償で医療を提供するという憲法の義務の放棄が基本戦略となっている。

国立病院の業務の一部、清掃部門などは民間企業に業務委託されつつある。将来、国立病院を拡充する展望はなく、民間病院の設立に重点が置かれている。経済の自由化と多国籍企業の支配によって、医

薬品の価格も高騰し、国内の製薬企業は大きな打撃をうけている。

民営化政策に対抗するためには、世界的に足並みをそろえた共同の抵抗が重要になっており、各国の組織間の最新の情報交換とたたかいの経験交流が重要となっている。

危惧される看護レベルの低下

オーストラリア看護連合(ニューサウスウェールズ支部)

ジル・イリッフェ専門業務部長

オーストラリアの看護婦は、医療業務におしつけられた緊縮経済政策がもたらす結果を憂慮している。現在、精神科医療、先住民族の健康問題、医療制度への費用支出などが、大きな問題となっている。

オーストラリアでは、GDPの8.4%を医療に費やしているが、連邦政府は公的支出のメディケア制度にかかる負担を減らすために、国民に私的保険に加入するよう勧めている。税金からメディケアに支払われている所得税が、最近1.4%増税となったことが、その前触れとなつた。

アメリカから輸入された「管理医療」(Managed Care)が試みられているが、医療における選択や医療提供者の選択ができず、診療者による自主的な治療方針決定も制約されることから、看護婦も医師も反対している。看護婦独自の不安は、緊縮経済政策による慢性的な要員不足である。病院の看護婦は、より少ないスタッフで、短期のうちに急性期の患者の看護にあたるよう要求されている。

オーストラリアの失業率は8%であり、大きな問題となっている。最近、連邦政府が労働党政権から自由党政権へと変わった。これは、労働関係立法に大きな変化を招いている。自由党政権は、労働条件を立法にかわって職場での協定に任せており、労働組合が職場に関与できなくなり、労働者をさらに弱い交渉条件に追い込むことになる。こうした中で、多くの労働組合が組合員を減らしているが、12万人の看護婦を組織しているオーストラリア看護連合は、1996年に3%の組合員を増やした。

連邦政府は、高齢者医療についても大きな変更を提案している。現在、老人看護施設における看護婦の地位の保護の撤廃につながる法律を提案しており、雇用の少ない未熟練・非熟練労働者の雇用により、

国際・国内動向

看護水準が低下することが危惧されている。

オーストラリア看護連合は、全オーストラリアの看護婦を代表する職業的産業組織であり、専門的・一般的教育についても代表権をもっている。過去1年以上、南太平洋地域、ニュージーランド、アメリカ、日本、英連邦諸国の同僚と交流し、共通の経験を持つことができた。この事は、私たちの見識を広めただけでなく、他の国々におきている変化について警告してくれ、情報を与えてくれた。

私たちの哲学は、看護専門職の地位向上、高い看護水準の保持、労働組合運動の連帯と統一した力の強化、さらに社会正義の擁護者であることを強化することである。

国民共同を重視した組合運動

日本医療労働組合連合会

坂内三夫書記長

政府は、第1に、経済性だけを優先させ、国民の健康実態を無視した病院・病床数削減を強行している。1992年のピーク時には10,096を数えた病院が、1995年には9,606に減少した。しかし実態は、病院・病床の減少にもかかわらず、患者は増えている。

第2は、医療の非営利性の原則をすべて、最近、国立・自治体・公的病院の統廃合、リストラをすすめている。これは、21世紀に向けて、医療を大企業の利益確保のための産業にする政策によるものである。

第3は、医療保険制度の改悪法案を国会に出して、患者や国民、高齢者の自己費負担を増やす計画を進めている。その理由として、政府は医療保険財政の赤字をあげるが、赤字の原因は、医療保険にたいする国の負担の削減、高い薬価などにある。

第4は、政府の医療費抑制に呼応し、医療経営者も、業務の下請け促進、医療労働者の人員削減と賃金抑制など、生き残りのためにこの政策に協力している。財界も、国際競争力を高めることなどを口実に、女子保護規定の撤廃などの労働法制の全面的な改悪をねらっている。

しかし、第5に強調したいことは、財界・政府、医療経営者の攻撃は、計画どおりには実行されず、医療労働者と国民の強い抵抗にあってはいる。17万5000人を組織する日本医労連は、この分野の労働運

動に大きな影響力を行使している。国民的な看護婦闘争などによって、1992年には看護婦確保法を実現し、96年末には准看護婦養成停止・看護制度一本化の展望を切り開くなどの成果をあげている。

日本医労連の運動路線の特徴は、「医療労働者の生活と権利を守る運動と国民の医療を守る運動と統一してたたかう」という路線にある。医療労働者自身が、常に患者・国民の医療要求をとりあげ、要求実現の先頭にたって奮闘し、労働組合と広範な国民諸階層と共同を広げてこそ、要求も前進する。

21世紀を前に、医療をめぐる2つの道の選択が迫られている。大企業と政府がたくらむ営利追求を目的とした医療に変質させるのか、それとも医療の公共性を守るのか、鋭く問われている。これは、世界各国共通の特徴となっている。

日本医労連は、職場を基礎に、運動を地域に広げ、その力を産業別統一闘争に発展させ、広範な国民諸階層と連帯してたたかう。このシンポジウムを契機にして、これからも一致する課題で、各国の医療労働組合の共同行動を発展させたい。

なぜ政府は医療を改革するのか

討論では、医療の営利化が国民に与える影響として、カナダの代表から「腰の手術を受けた87歳の女性が、7日間から14日間の入院が必要なのに、3日後に退院させられた。面倒をみるのは心臓疾患を患う75歳の夫。とても介護できる状態でないため、看護婦組織が働きかけその女性を救急車で病院に戻した」と、悲惨な実態が紹介された。

また、アメリカの代表が「なぜ各国政府はこういう政策に出るのか」と問いかけると、日本医労連の参加者が「医療・福祉で利潤をあげようとする大企業・独占資本の要請が背景にある」、またポルトガルの代表も「医療で利潤を追求しようとするところに問題の焦点がある」と解明し、CGT保健社会行動労連の代表は「資本の利益のためでない社会づくり」を訴えた。

全日本国立医療労働組合（全医労）の看護婦が「厚生省は、看護婦に最長17時間30分の長時間夜勤・2交替制の導入をすすめている」と発言すると、海外代表から「それではまともな医療・看護はできない」

労働総研ワオータリーNo28 (97年秋季号)

(フランス)、「目は覚めても脳は動かない。患者の安全性にもかかわる問題で、看護の専門職として訴えることが大切」(カナダ)など驚きと怒りの声があがつた。

たたかいの交流について、アメリカの代表は「エイズ患者や障害者にとって欠かせないホームヘルスケアをニューヨーク市が廃止しようとしたとき、労組がテレビのコマーシャルを流して世論に訴え中止させた」、日本の参加者は「国民は、いつでも、どこでも、だれでも、安心して最高の医療を受ける権利をもっている。医療労働者はそれを保障する社会的責務があり、国民と連帯したたかいが不可欠」、またフランスの代表は「最も重要な国際連帯は、それぞれの国で政府の攻撃をはねかえすこと」と強調した。

参加者による活発な討論のあと、日本医労連の坂内三夫書記長がまとめを行い、「保健医療の主人公は患者と国民、医療労働者であって、決して利益追求が目的であってはならない。各国に共通する医療の再編は、独占資本や多国籍企業による利潤追求の手段となっている。シンポジウムに参加した各組合が自国のたたかいを前進させるとともに、各国の保健医療労働者組織が、日常的な情報交換、交流、協議、共同を発展させよう」と呼びかけ、3日間の討論を終わった。

「医療の公共性」国際シンポが示したもの

日本医労連は、国際シンポジウムの期間中に、すべての海外組織の代表と2組織間協議を持った。今回の「医療の公共性と医療労働者」国際シンポジウムが示したものとして、以下のようにまとめられる。

第1は、今回の「医療の公共性と医療労働者」国際シンポジウムが、情勢に見合った時期に、ふさわしいテーマで開催されたことである。各国代表の報告と討論内容は、今後のたたかいに貴重な示唆を与えるものであった。

第2は、各国において、保健医療に対する政府支出の削減、民営化、営利化の攻撃が強められており、これはそれぞれの国の個別状況でなく、多国籍企業のグローバルな戦略や、独占資本の要請をうけた政府の戦略として進められていることが浮き彫りにな

った。

第3は、「医療労働者の生活と権利を守るたたかいと国民医療を守る課題を統一的に前進させる」という医療労働組合の基本路線は、各国においても医療労働者と患者・地域住民の共同したたかいとして広がりをみせていることである。

第4は、社会発展の違いや、政治的立場の相違、国際組織への加盟の相違があっても、お互いの立場を尊重し一致する課題で共同するという原則にもとづき、医療労働者の共通の社会的使命と共通課題による国際的な連帯、共同が必要とされていることである。

第5は、討論と交流を通じて、各国でおきている実態を知り、情報交換を行って、各国の資本家と政府がとっている政策を分析し、それぞれの国におけるたたかいを大きく発展させるための機会となった。

今回のシンポジウムは、各国政府による医療・社会保障への新たな政策展開に対して、各国の医療の公共性をめぐる現状、労働者と労働組合の現状、政府と企業の動き、それぞれの国におけるたたかいの現状を報告し、交流することができた。

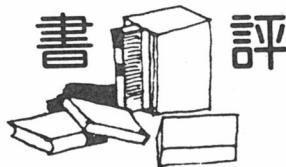
シンポジウムは、決議など特別の決定を行うことを目的としたものではなかったが、3日間にわたる討論・交流によって、各国に共通する問題を解明し、今後のたたかいへの貴重な教訓を共有できた。

これから、各国の保健・医療労働組合に課された課題は、この成果を生かして、それぞれの国において、国民の医療・社会保障を守るたたかいを大きく発展させるとともに、国際的な連帯をいっそう前進させることであろう。

(日本医労連中央執行委員)

書評

庄谷怜子・中山徹著



『高齢在日韓国・朝鮮人』

市原 聰子

本書の課題は、我が国の定住外国人のうち最も多い在日韓国・朝鮮人の労働と生活を分析し、特に高齢者の生活と福祉の問題を明らかにすることにある。本書は「在日」の形成史からはじまり、地場産業にまで発展したサンダル産業の構造、階層分化、高齢者の生活問題、定住外国人の社会保障・社会福祉、被保護層の形成過程、事例とフリーアンサーに出てくる「在日」の人たちの心情にまで及んだ労作である。その方法は、在日韓国・朝鮮人の形成史研究を踏まえ、大阪市を中心とした6年間にわたる社会調査によって実態を把握するというものである。日本の高齢社会のなかで忘れられた存在である高齢の定住外国人問題を、階層論を用いて明らかにしたものは本書をおいて他にないといってよいであろう。さらに、在日韓国・朝鮮人と同じ地域住民という目線で捉え、調査対象者から真摯に学び、事実を集めていく誠実な調査姿勢も伝わってくる。著者たちが「在日」の人たちと友好関係ができたことも社会調査の実践的視点から評価したい。以下、簡単すぎるが要約をする。韓国・朝鮮人の日本への渡航の歴史は長いが、「在日」一世は1920~30年代に10代の若さで「親戚・知人を頼って、ほとんど単身」で来日している。辛苦を味わいながらやがて地場産業のサンダル産業を興し、同胞の生業とした。高度経済成長期に「在日」も階層分化を遂げる。仕事に成功しては失敗するという繰り返しがあったという。現在、世帯主の老齢や傷病などを理由に、大阪市の外国人保護率は30%以上、大阪府で40%近くである。そして、93年調査で60~70%が無年金者であることがわかった。こういう状況を受けて自治体レベルで特別給付金制度の実施が広がりをみせてきているという。

本書の中心をなす社会調査は、著者によれば以下の通りである。

1991年調査：大阪生野区のサンダル企業従事者で保

育所利用の「在日」二、三世を対象とした面接調査
(調査対象者数(以下同様)39人)

1992年調査：①在宅(東成区)・入院・特養ホーム入所者の訪問面接調査

被保護外国人の現状分析 (福祉事務所データ集計)
(84人) ②大阪サンダル産業調査

1993年調査：「在日」高齢者の生活問題 (128人)

1994年調査：「在日」高齢者の暮らしと意見を聞くアンケート調査(207人生野区)

1996年調査：在日外国人高齢者保健サービス利用状況等調査(982人 大阪府下13自治体)

これらの調査からもわかるように、本書は、「在日」高齢者についての多岐にわたって調査分析がされており、この分析をめぐる論点も多岐にわたるであろう。ここで私は、本書が外国籍高齢者の労働と生活の調査を通して、定住外国人問題の本質を明らかにしたことに特に注目したい。第1に、階層分類により低所得、無年金者の形成過程を明らかにしたことである。「在日」無年金者は、国籍や入管行政に追随した社会保障や福祉行政の遅れによって作り出され、生活保護層に流入する。日本の社会階層や家族関係の変動に伴い、「在日」高齢者にも単身世帯、夫婦世帯が増加している。貯えもなく、子どもにも依存できず、かつ無年金という高齢者問題となって現われている。第2に、地域住民として受け入れられないことが指摘されていることである。税金は納めても、住民票や選挙権がない。地域の活動へも積極的な参加は許されない。また、社会福祉の情報が得にくいこともあって、利用する機会を逸しやすいなど住民生活上の不利益をこうむっている。したがって高齢在日韓国・朝鮮人は、家族に依存するか同胞の営む地場産業で働き続け、それも不可能となると生活保護を受給するか同胞の特別養護老人ホームに入所となる。行政の立ち後れと日本社会の根強い差

労働総研ウォータリーNo.28 (97年秋季号)

別体質が、高齢の在日韓国・朝鮮人を被保護層へと向かわせていることを強調している。

日本の高度経済成長期に「在日」も激しく階層移動を遂げ、階層的には日本社会に同化したとはいえ、本質的には以上であることを本書は示唆している。

疑問点もしくは課題をあげるとすれば階層論に関してである。本書では、安定的自立層、不安定的自立層、ボーダーライン層、要保護層、被保護層とに階層分類されているが、92年調査と96年調査とで指標が異なる。この違いは、「在日」を捉える視点の違いに求められるように私には思われる。「在日」=「固有の外国人」(92年調査)と「在日」=地域住民(96年調査)との相違である。92年調査では資産、持ち家、仕送り、年金、健康などを階層区分の指標とし、所得水準は副次的指標であるとしている。これに対し、96年調査ではまさにこの副次的指標である世帯収入で所得階層分類をし、これに基づいて生活諸条件が検討されている。階層分析の視点に統一性がほしいのではないか。

本書は、我が国における「内なる国際化」にみるもうひとつの高齢者論であるが、同時にこれは外国人居住者を含むナショナルミニマム論を展望したものもある。本書の今後の展開に注目したい。

(御茶ノ水書房・1997年2月刊・7800円)

(桜美林大学講師)

牧野富夫監修

労働運動総合研究所編

『財界新戦略と賃金』

金澤 誠一

本書は、労働運動総合研究所の「賃金・最低賃金研究部会」のメンバーによって分担執筆され、「財界の新戦略との関連で、したがって多面的・総合的に、最近の日本の賃金の変化・動向を解明すること目的」(本書P.254)として書かれたものである。

1990年代に入って登場してくる財界の新戦略(以下「新戦略」)は、「バブル」崩壊と異常な「円高」、それに続く長期不況の中で、80年代の蓄積方式が通

用しなくなり、更に徹底した多面的・総合的な「国際競争力の維持・強化」の戦略である。本書序論では、それを「高コスト構造」論ととらえ、その背景や「高コスト構造」打破の戦略・「構造改革」などを中心に明らかにされている。この財界の「高コスト構造」論の本質が問題である。本書では、それが前提になっていて必ずしも明確ではないが、「新戦略」が、高利潤・高蓄積を目的に、多面的・総合的に戦略を開拓していることは明らかである。そして、「国際競争力の維持・強化」が、全てに優先し、国民の雇用や生活の改善をもたらす、という論法になっている。生産第一主義の考え方である。否むしろ、「新戦略」は、生産第一主義から利潤第一主義へと転換していると見た方が、妥当であろう。本書では、「賃金破壊」攻撃とみているが、まことに当を得ている。つまり、「新戦略」は、パイの論理すらも放棄し、徹底した「賃金破壊」の攻撃である。以上のように、本書は、その表題にも示されているように、「新戦略」の本質を「生計費概念のみならず、賃金概念まで葬り去ろうとする」(本書P.34)「賃金破壊」ととらえ、賃金問題に焦点を当てながら整理・検討することになる。それは、賃金そのものだけではなく、「新戦略」がそうであるように、きわめて多面的・総合的に展開されている。広い視野でとらえようとする試みには、敬服するものである。

さて、「新戦略」を賃金問題として統一的にとらえようとした場合、一つは「直接賃金」の問題と、もう一つは社会保障や住宅、教育、医療などの「生活基盤」に関わる現金や現物での社会的給付である「間接賃金」の問題に分けることが出来るであろう。本書は、「直接賃金」に関わる問題を主には第1章、第2章、第3章で述べられている。第1章では、主に「新戦略」が前提としている「日本の賃金世界一」論の虚構性を暴き、更に「新戦略」の大きな柱の一つである「内外価格差是正」にメスを入れている。第2章では、主に企業レベルでの「総額人件費削減」の戦略を、①雇用の削減・多様化=雇用形態の3グループ化=正規職員の削減と低賃金・不安定雇用層の膨大な創出、②賃金そのものの「ペア・ゼロ」、能力・業績主義賃金、③裁量労働制など労働時間の面からのコストダウン、④福利厚生費の削減など、多

書評

岐にわたって実例を交えながら分析している。第3章は、主に企業内での雇用形態の3グループ化や能力・業績主義賃金を支える装置・「能力主義イデオロギー」として、「新戦略」の柱の一つである研究開発部門での人材育成・発想力・想像力・独創力のある人材養成・教育にメスを入れている。また、第4章では、「世界一賃金」論を振りまく「新戦略」の中で無視されがちな、そしてまた、「内外価格差是正」の「新戦略」から選別・淘汰されようとしている中小企業の労働条件の格差や現状やその要因について分析されている。第5章では、「新戦略」の影響が公務員労働者にも及んでいる点が指摘されている。これらを通して分かることは、「新戦略」がいかに周到にしかも多岐にわたり「直接賃金」削減を意図しているか、である。そしてまた、各章で指摘されているように、政府はこうした財界の「新戦略」を促進し易い条件を整備し、民間の努力を阻害しないように努めることと位置づけ、政府に対し総合的な「規制緩和」や「行財政改革」を迫ることになる。

しかも、「新戦略」はそれにとどまっていない。社会保障・税のリストラを掲げ、その企業負担の削減を意図している。その点に付いては、第6章で分析されている。第6章では、高齢化社会のピークを迎える2025年頃までに、「国民負担率」を50%以下に抑えると言う土光臨調以来の戦略を「新戦略」が引継ぎ、それにより、ただ単に社会保障給付の引き下げ＝「間接賃金」の引き下げだけではなく、同時に労働者・国民の税・社会保障負担を増大させ、社会保険などの利用者負担の増大や民間保険の加入とその掛け金の増大をもたらす点が指摘されている。

以上のように、「新戦略」を賃金問題としてとらえるとすれば、やや強引かもしれないが、「直接賃金」と「間接賃金」削減の戦略と言えるようである。問題は、これにとどまらないだろう。この「直接賃金」と「間接賃金」とを統一してとらえるためには、もう少し広い視点が必要なのではなかろうか。それは生活の視点であろう。つまり、「新戦略」が、労働者・国民の生活にいかなる影響を及ぼすのか、そのメカニズムの解明が必要だと考える。また、労働者・国民の生活問題は、人間の根源に触れ、より普遍的な運動を可能とするからもある。

さて、「直接賃金」と「間接賃金」とを統一的にとらえ、労働者・国民の生活への影響を分析する場合、特に、「間接賃金」の削減が「直接賃金」への依存を強めるという関係に注目すべきである。その関係は、「賃金依存率」として表され得る。この「賃金依存率」は、「直接賃金」に占める社会保障を確保するための家計負担（社会保障負担費、税金、私的保険の掛け金）と「生活基盤」を確保するための家計負担（住宅費、教育費、保健医療費、水道光熱費、交通通信費、住宅ローン返済、教育ローン返済）の割合として示される。社会保障や「生活基盤」を確保するための家計負担を「社会的固定費」とすれば、その「社会的固定費」の伸び率と「直接賃金」の伸び率のどちらが高いかという関係で、「賃金依存率」は変化することになる。この「賃金依存率」を「家計調査」で計算してみると、1955年の28.0%から73年の27.0%へと、「高度経済成長期」にはほとんど変化をみせず、低下傾向すらみせている。それに対し、「低成長期」に入ると、80年の34.9%から91年の40.4%そして95年の43.3%へと、急激に上昇を続けている。この間の賃金の伸び率の減速状態と、それをはるかに越えた「社会的固定費」の伸び率によるものである。財界の「新戦略」は、この傾向にさらに拍車をかけようとしていることは明かである。

「賃金依存率」の上昇は、「生活基盤」や社会保障の確保のための家計負担を増大させ、反対に、それ以外の支出の圧縮を招くことを意味している。それは、食費、被服費、家具家事用品、教養娯楽費、交際費、こづかいなど、日々の日常生活を営むために直接必要とされる費目である。それらの費目の圧縮・削減が、これからも長期にわたり続こうとしている。それは、「国民生活の悪化の構造」が形成されたことを意味するものである。また、それは「中流のズレ落ち」と表現することもできるであろう。厳しい社会が到来することになる。こうした状況であればこそ、第7章で述べられているように、「大幅賃上げ」が必要なのであり、「全国一律最低賃金制の確立とそれを軸としたナショナルミニマム（国民生活の最低保障）の実現」が必要となってくる。

最後に、本書が意図する多くの興味ある論点に触れられなかつた点を謝したい。また、この様な機会

を得、本書から多くのことを学び、視野を広げることができたことを感謝して、終わりにしたい。

(新日本出版社・1997年3月刊・2476円)
(会員・帝京平成短大教授)

下山房雄著

『現代世界と労働運動 日本とフランス』

三好 正巳

「現代世界と労働運動」という表題には、フランスにも「わが国と共通する社会労働運動の展開がある」という著者の認識が込められている。その場合の「現代世界」は、時間的には「第2次大戦後の曲折をへたこの20年余り」、空間的には「日本と南朝鮮、フランス、旧ソ連・東欧を貫く資本主義的法則の普遍的世界」である。著者のこの認識には、共産主義者が「民主主義の前進」に積極的役割をはたしたという労働運動に対する歴史認識がある。この認識の重要性は、職場の民主主義に不可欠な労働組合内民主主義が否定されていた一部の労働組合の現実を踏まえたところにある。

また著者は、労働運動の「原点的課題」として「政治信条の有無・差異を問わず、誰でも普遍的日常的にもっている賃金要求・時間要求を団結力による交渉で獲得する努力を、行ってきたかこれから行おうとしている世界の労働組合運動の潮流に沿うこと」、「現代的課題」として「労働組合主義はあくまで労働組合の原点であり、そこから出発して、トータルな社会のシステムの改造に労働者が責任をとろうとする方向にすむこと」を指摘する（序章）。

たしかに、社会主义は崩壊し資本主義対社会主义の図式は終わったとして、階級対立はもとより階級協調すら否定して労使の「共生」がいわれるような今日のイデオロギー状況のもとでは、何を論ずるにも著者が立つ階級視点は欠かせないのである。

「前編－日本－」では、労働組合運動の課題に示された、とくに労働組合主義を出発点とする展開がなされる。そのとき、著者は、戦後日本の労働組合を

イデオロギー的・機能的・組織的な面でとらえ、それが変化してきたこと、当然今日の姿も変化するという認識にたっている（34～35ページ）。著者のこの認識は、1章小括で、「同盟・JCの時代」が「労使一体思想に立つ企業協力組織」として機能したこと暴露し、日本の右翼社会民主主義の出した反共性を論難し、労働運動発展の合法則性は「主流の企業別組合の流れに対抗する反主流・非主流での特徴を見るべき」との主張となる。たしかに組織レベルで見ることも大事だが、1996年10月の国政選挙、今回の都議選で職場に起きた政治的变化を、労働運動の前進にどうつなぐか、そこに組織問題をとらえること、また、その変化をもたらす情勢に目を向けることが必要であろう。そして、著者が見た「せりあい」における「反抗と結集」の組織問題も、要求の組織化にかかわってこそ、意味があろう。

為替変動による影響は、今日賃金論での重要課題である。為替レートが国内物価基準となり、円高に振れると「高物価体系」のは正、そのため産業構造、企業組織の「合理化」が強行される。この「合理化」過程の賃金変動は、予備軍労働者と対置される現役労働者の賃金（剩余価値率にふれて一般的に変動する賃金）が、労働力需給で変動する賃金とは別に重要となる。2章で著者は、1974年以降の経済危機段階の賃金・労働時間・雇用問題を論じて、低賃金の「新段階の内実」を解明すべきと主張し、これまでの諸見解が検討している。そして、「大きくいえば、先進工業国相互の賃金水準の収斂過程であり、国際的な労働市場運動へ日本の低賃金が統合されていく過程」であり、現時の「経済危機」は「日本の低賃金の解消過程にストップをかけた」としめくる（70ページ）。また、著者にあっては、「利潤に对抗して賃金を引きあげることが組合の現実的な闘争課題となりうると同様に、雇用を保障させる方向で資本蓄積のありかたに一定の修正をおしつけることは可能」とされる（75ページ）。3章では、国労を素材に労働組合の現代的課題が考察され、産業政策闘争の必要性と意味が説かれる。以下4章では資本規制と保護緩和・解消の均等法体系、女性労働と賃金体系・価値理論が論じられ、5章では労働組合運動論について論争が展開される。その中で、著者は、

書評・新刊紹介

戸木田・元島論争を整理しつつ中間層への働きかけで党派的活動家と会社派活動家との「せりあい」における「反抗と結集」の側の少しの勝利と多くの敗北の総括、さらには「運動の戦略・戦術や組織・路線の評価・吟味」の必要性を指摘する(187ページ)。そのほか、方法論からはじまって労働運動・組合運動発展の「合法則性」など戸木田理論への批判を通じて著者の見解が示されている。著者と戸木田氏の違いは、資本の一般的蓄積か市場競争に立つ企業的

蓄積から理論展開するかにあるようだ。

「後編—フランスー」は、著者の言葉によれば、主としてフランスの労働関係・労働経済の問題がとりあげられる。紙幅の関係で紹介できないが、「賃金個別化」など見過ごせない論文があるので、前編とともに是非読まれることをお勧めする。

(御茶ノ水書房・1997年1月刊・4500円)

(会員・立命館大学教授)



公文昭夫著

『政府・財界の社会保障大リストラ戦略』

80年代はじめから中曾根内閣が「増税なき財政再建」の名の下に進めた臨調・行革は、敗戦後、労働組合や民主団体の運動が築いてきた社会保障を次々改悪し後退させた。憲法第25条の理念を否定する社会保障制度審議会勧告「21世紀へむけての社会保障再構築」(95年)を柱として、医療保険審議会第2次報告(96年6月)や財政制度審議会中間報告「財政構造改革を考える」(96年7月)などにもとづいて橋本内閣は今再び大規模な社会保障リストラを強行しつつある。今日では、労働組合や民主団体の運動が築いてきた社会保障は労働者、自営業者、農漁民、高齢者の生活基盤を下支えするものになっている。従って社会保障の改悪は、その生活基盤の下支えを壊り崩すことである。

こうした社会保障をめぐる情勢にそくして、本書は第1部「社会保障改悪の総仕上げにストップを」、第2部「社会保障大改悪のシナリオ」、第3部「社会保障運動の歴史」で構成されている。

本書の特色の第1は、上述の各審議会報告や政府提出資料などを丹念に分析し、年金、医療、福祉など社会保障の全分野にわたるリストラ(効率化)の

全貌を明らかにすると共に労働組合や民主団体のたたかいの方向を具体的に示していることである。バブル崩壊と共に危機に直面している企業年金についてその“過去・現在・未来”にふれながら、99年の財政再計算期にむけた政府、財界のさらなる年金改悪の動きに反対し改善・改革をすすめる労働組合や民主団体の闘いを統一的に発展させていく方向について多くのページが割かれてるもの特色である。

特色的第2は、資料・図表が実に豊富で用語解説も親切に配置されており、本書を理解しやすいものにしていることである。本書のサブタイトルが“許すな医療保険改悪・介護なき保険・年金改悪”となっているように、労働組合や民主団体の実践書的な性格を併せもっている。その点からも、豊富な資料・図表が学習・宣伝資料として活用しやすいように選択され整理されている。

特色的第3は、「社会保障運動の歴史」の項が設けられていることである。世界の社会保障運動の歴史とその影響を受けて発展してきた日本の社会保障運動の歴史をあらためて認識しなおすことはきわめて重要になっている。著者は、「日本の場合、運動の主体でみると、世界に例のない、政治を動かすことのできる民主団体が存在します。ですから日本の社会保障運動、制度の歴史は、この民主団体と労働組合を軸にした国民的共闘によって創られたという視点をはっきりさせておかなければならぬと思います」と述べているが、日本の社会保障運動を展望する場合きわめて重要な指摘である。

(学習の友社、1997年2月刊・874円)

(宇和川邁・労働総研事務局長)

編集後記

9月1日から、健保本人の医療費自己負担は1割から2割に、高齢者の外来窓口支払は月2倍以上になった。医療費は総額2兆円もの負担増となる。橋本「改革」は、さらに医療総改悪を準備している。巻頭論文は、この医療総改悪の重点項目の一つに位置づけられている診療報酬体系=医療の公共料金体系の抜本的「改革」にふれながら、それが「医の原点」である「患者と医師の信頼関係」の破壊をもたらすものであることを論じている。3つの論文から構成される特集「多国籍企業とアジア」は、日本企業の海外展開による産業空洞化、アジアの産業「高度化」と日本との関連、アジア諸国との矛盾、アジアの女性労働の現状等を分析している。

ホットな情報を提供する「国際・国内動向」では、取り上げられることの少ないカナダの労働運動と医療労働運動の国際連帯を、書評では、注目される3冊を取り上げた。次号では、特集「ヨーロッパ労働運動の力量と弱点」(仮題)を予定している。

(T.U.)

季刊 労働総研クオータリー №28 (97年秋季号)
1997年10月1日発行
編集・発行 労働運動総合研究所
〒114 東京都北区滝野川3-3-1
ユニオンコーポ403
TEL 03(3940)0523
FAX 03(5567)2968
印 刷 有限会社 なんぶ企画
額 価 1 部 1,250円(郵送料210円)
年 間 購 読 料 5,000円(郵送料含む)
(会員の購読料は会費に含む)
振 替 00140-5-191839

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.28 Autumn Issue

Contents

- * Complete Changeover of Medicare System in Japan

Yukiyasu Nishioka

Special Article : Multinational Corporations and Asia

- * Japanese Multinational Enterprises and East Asian Economy

Kazunori Ohki

- * Japan and High Economic Growth in Asian Countries

Minoru Fujita

- * Japanese Enterprises and Women Workers in Asia

Kazuko Kawaguchi

Information at Home and Abroad

- * Canadian Labour Movement in a Turning Point

Yoshitomo Kobayashi

- * Struggle against Profit-making Medication—A Problem Common to
Countries of the world—From International Symposium on

"Health, A Public Service and Health Workers"

Seishi Katsuragi

Book Review:

- * "Aged Korean Residents in Japan" by Reiko Shoya and Tohru Nakayama

Satoko Ichihara

- * "New Strategies of Financial Circles and Wages of Japanese Workers"
by RODO SOKEN under supervision of Tomio Makino

Seiichi Kanezawa

- * "Present-day World and Labour Movement—Japan and France"
by Fusao Shimoyama

Masami Miyoshi

Introduction of New Publications:

- * "Drastic Restructuring of Social Security by Japanese Government
and Financial Circles" by Teruo Kumon

Tsutomu Uwagawa

Edited and Published by

The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)

Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114

Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クオータリーNo.28 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)